

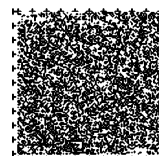
調布市福祉のまちづくり推進計画

平成30（2018）年度 ～ 平成35（2023）年度

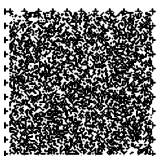


平成30年3月

調布市



この計画書の各ページには、「音声コード (Uni-Voice)」を付しています。
「音声コード」とは、1.8 センチメートル角のコードを専用の読取機やスマートフォン用アプリが音声に変換し、文章内容を読み上げるものです。



はじめに



我が国では、超高齢社会の到来や海外からの渡航者の増加などを背景として、近年、年代や人種等を問わず、多様な方々に対応できる質の高い社会環境の整備、いわゆるユニバーサルデザインに基づくまちづくりが重要視されており、平成29年には、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。

調布市におきましても、だれもが住み慣れた地域で快適に暮らすことができる環境の整備や、福祉の視点を持ったぬくもりある個人行動の形成等が求められております。また、2019年にはラグビーワールドカップ日本大会、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会という世界最大級のスポーツイベントの市内開催を目前に控え、スポーツ振興や文化プログラムの展開、産業・観光振興といった取組を加速させていく一方で、国内外から訪れる多くの方々に対応するための施設・設備の整備や配慮が必要な方への理解促進に関しても取組を進めていかねばなりません。

「調布市福祉のまちづくり推進計画」では、このような状況を踏まえ、基本理念に「みんなが安心して生活できる ところにやさしい 福祉のまちづくり」を掲げ、5つの基本目標を基軸とする保健、医療、住環境、防災、教育等の多分野にわたる102の事業を包括的に盛り込みました。

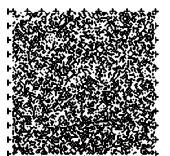
市では、計画の推進を通して、施設整備等のハードに関する事業と、やさしさや思いやりに満ちた心のバリアフリーなどのソフトに関する事業を一体的に推進し、全ての人々がいきいきと快適に過ごせる豊かで温かいまちの実現を目指して参ります。市民の皆様並びに関係機関の方々におかれましては、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

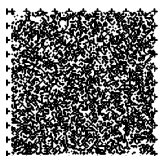
結びに、本計画の策定に当たりまして、市内の障害者団体の皆様をはじめ、市民福祉ニーズ調査やパブリックコメント等に御協力いただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

調布市長

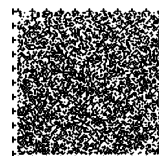
長友貴樹

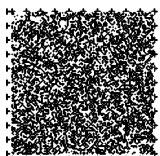




目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画の目的	1
2 国や東京都の動向	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	6
6 バリアフリーとユニバーサルデザイン	7
7 心のバリアフリーとは	8
第2章 福祉のまちづくりの現状と課題	9
1 統計からみる状況	9
2 市民福祉ニーズ調査結果	11
3 グループインタビューでのご意見	17
4 前計画の取組実績	20
5 福祉のまちづくりを取り巻く課題	24
第3章 福祉のまちづくりの基本的方向	26
1 基本理念	26
2 基本目標	27
3 施策体系図	28
第4章 施策の展開	31
I 心を育てるまちづくりの推進	31
II 誰もが情報を受取ることができるまちづくりの推進	36
III 誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進	44
IV 住まい・施設等のまちづくりの推進	58
V 安全・安心に過ごせるまちづくりの推進	73
第5章 計画の推進	89
1 推進体制	89
2 周知・普及啓発	90
3 進行管理	90
資料編	91





第1章 計画の策定に当たって

1 計画の目的

調布市では、平成9年に施行された調布市福祉のまちづくり条例（以下「本条例」と言う。）をユニバーサルデザイン（※1）の理念に基づく条例として改正し、平成21年10月1日に施行しました。

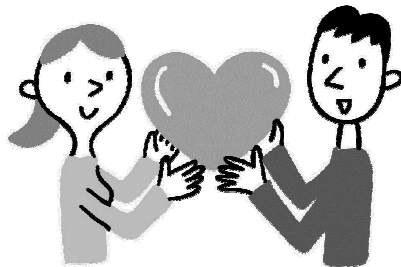
本条例では、「高齢者や若者も、障害がある人もない人も、また、大人や子どもも生涯をとおして人としての尊厳を認め合いながら、いきいきとした生活を営むことができるような豊かで温かいまち調布を実現すること」が私たちの願いであり、「だれもが住み慣れたまちで安心かつ快適な生活が営め、また、だれもが進んで社会参加のできる、そのような社会の実現に向け、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを推し進めることは、私たちの責務である」としています。

さらに、「保健、医療、住環境、防災、教育などあらゆる分野で福祉の視点に立った配慮」や「市、市民及び事業者の自主的な参加による協働の営み」が必要であるとしています。

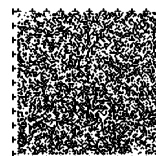
平成24年に初めて本条例に基づいた「調布市福祉のまちづくり推進計画（以下、「本計画」と言う。）」を策定し、「みんなの笑顔があふれ、ゆたかで、あたたかいまち 調布」を基本理念とし、ハード・ソフト両面から福祉のまちづくりを推進してきました。

この間、国では、障害者差別解消法の施行や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の決定、ユニバーサルデザイン2020行動計画の策定など様々な取組が進められています。

本計画は、これらの国の動きや、本条例の理念を踏まえつつ、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として見直し・策定するものです。



（※1）ユニバーサルデザイン…多様な人が利用しやすいよう、事前に環境等をデザインすること。（P.7参照）



2 国や東京都の動向

(1) 国の動向

国では、平成 17 年に「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定され、これをもとに、平成 18 年に「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充した「バリアフリー新法」が施行、平成 20 年には、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が策定されました。

その後、平成 25 年には、日常生活や社会生活に身体の機能上の制限を受ける方などが、日常生活及び社会生活を営むにあたり、円滑に移動することができるよう必要な施策を講ずるよう定めた「交通政策基本法」が施行されました。

また、平成 26 年には、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進するための「障害者権利条約」を批准したほか、平成 28 年には、行政機関や地方公共団体及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止するとともに、それを実効的に推進するための基本方針などを定めた「障害者差別解消法」が施行されました。

さらに、平成 29 年には、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリー（※1）を推進することにより、共生社会を実現するため、平成 29 年 2 月に「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が策定されました。

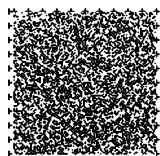
(2) 東京都の動向

東京都では、平成 20 年に東京都福祉のまちづくり推進協議会において「東京都福祉のまちづくり条例」の改正の基本的な考え方が示され、平成 21 年にユニバーサルデザインの考え方を理念とした、新たな福祉のまちづくり条例を施行しました。

また、平成 21 年に策定した「東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 21 年度～平成 25 年度）」が終了することを受け、平成 26 年に新たな「東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」を策定しました。

この中では、ハード・ソフトの一体的なまちづくりが促進されるとともに 5 つの基本的視点のもと、福祉、教育、住宅、建設、交通、安全・安心、観光等のあらゆる分野の施策から 102 事業が盛り込まれています。

(※1) 心のバリアフリー…心のバリアを取り除き、高齢者、障害者等の社会参加に積極的に協力すること。
(P.8参照)



3 計画の位置付け

本計画は、本条例の第7条に基づき策定するもので、調布市における福祉のまちづくり推進にかかわる保健、医療、住環境、防災、教育などのあらゆる分野の施策を包括的に盛り込んだ計画とします。

また、市内の施設等が「福祉のまちづくり」の視点を持って整備されるよう、新しく設置される施設等だけではなく、既存の施設等の改修の際にもできる限り本条例に沿った整備を促進します。これにより、誰もがその利用に当たり、安全・安心で円滑に活用できるようになり、等しく社会参加ができるようなまちづくりを目指していきます。

なお、計画の策定に当たっては、地域福祉計画をはじめ、福祉のまちづくりを推進するうえで必要な関連施策や他の計画との整合を図っていきます。

(計画の策定)

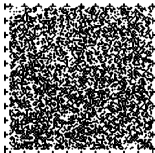
第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

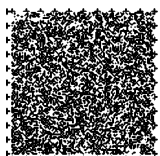
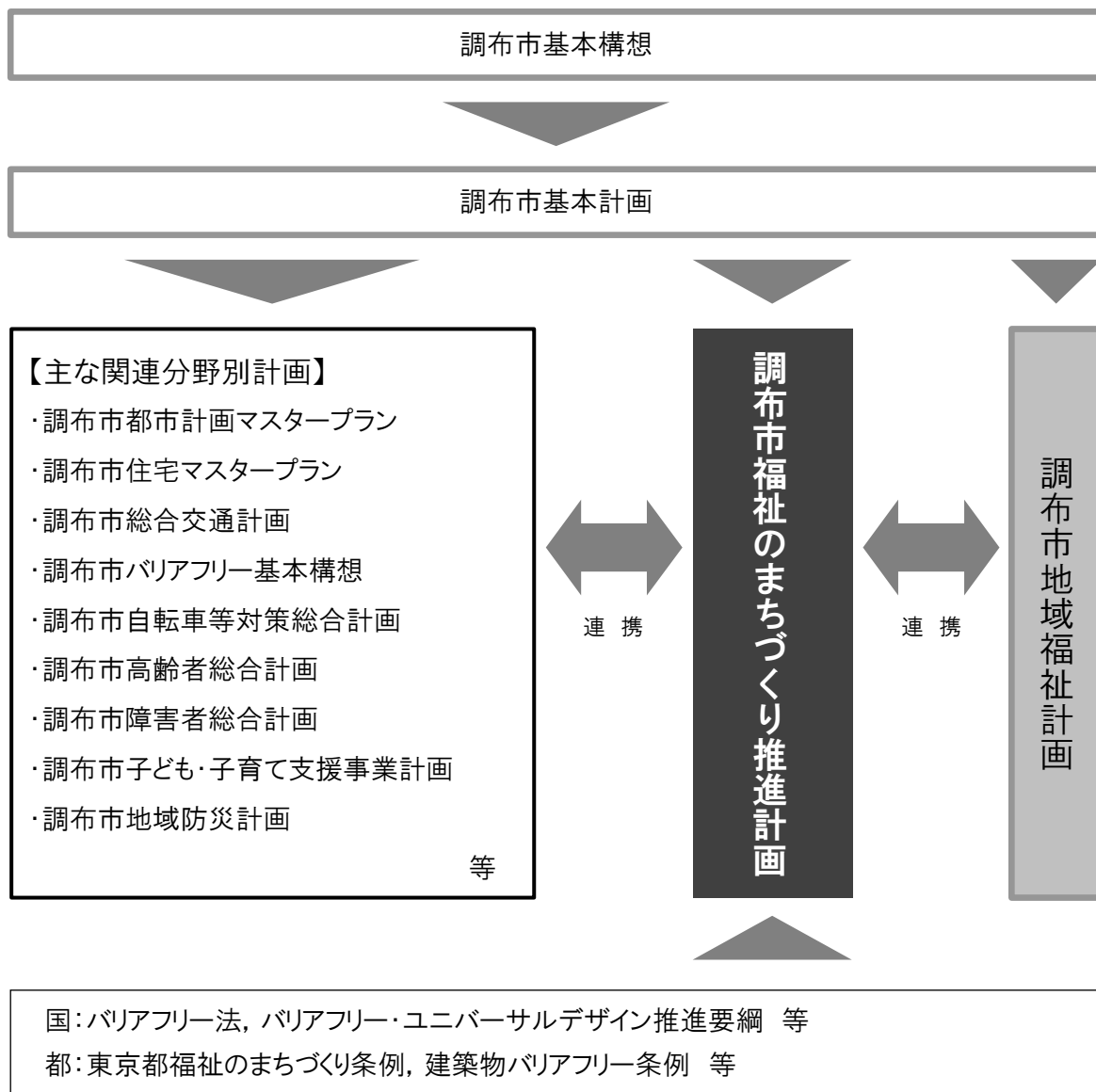
- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を推進計画に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。



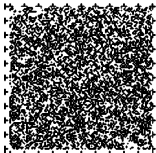
■ 計画の位置付け



4 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成35年度までの6箇年計画とします。
 また、変化する社会情勢や、関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画名		年度										
		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
調布市総合計画		基本構想										
		前期基本計画										
		改定基本計画					後期基本計画					
調布市福祉のまちづくり推進計画							本計画期間					
調布市地域福祉計画							計画期間					
調布市都市計画マスタープラン(改訂版)		計画期間										
調布市住宅マスタープラン		計画期間										
調布市総合交通計画		計画期間(～平成42年)										
調布市バリアフリー基本構想		計画期間										
調布市自転車等対策総合計画		計画期間(～平成37年)										
調布市高齢者総合計画 (老人福祉計画, 介護保険事業計画)							計画期間					
調布市障害者総合計画	調布市障害者計画	計画期間										
	調布市障害福祉計画						計画期間					
	調布市障害児福祉計画						計画期間					
調布市子ども・子育て支援事業計画							計画期間					
調布市地域防災計画		計画期間										



5 計画の策定体制

(1) 調布市福祉のまちづくり連絡会

福祉のまちづくりに関連する 14 課による調布市福祉のまちづくり連絡会において、計画の検討を行いました。

(2) 市民福祉ニーズ調査の実施

市内に住む一般市民、高齢者、障害者を対象に、生活実態や地域の福祉に対する意識や意見、ニーズを把握するために、アンケート調査を実施しました。

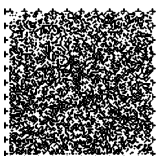
平成 28 年 10 月 調査 6,000 人対象 有効回収 3,281 人

(3) グループインタビュー

調布市福祉のまちづくり推進計画の参考資料とするため、障害者団体連合会等の団体へのグループインタビューを実施しました。

(4) パブリック・コメントの実施

計画案について、市民からの意見を幅広く募集するため、市のホームページや主要公共施設にてパブリック・コメントを実施し、意見の把握に努めました。



6 バリアフリーとユニバーサルデザイン

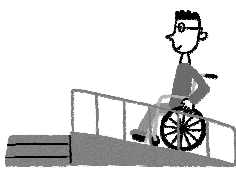
福祉のまちづくりの推進に欠かせない、「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」の考え方は、似ているようで少し違います。バリアフリーは、「バリア」を「フリー」にするという言葉のとおり、障壁を取り除くことですが、ユニバーサルデザインは、誰もが利用しやすいようにデザインをしていくという意味です。

■バリアフリーとユニバーサルデザインの違い

バリアフリー

障害者の社会参加を困難にしている、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁を除去すること。

施設等で元々階段だった箇所の、「車いすの障害者が登れない」という障壁を取り除くためにスロープを設置



ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人が利用しやすいよう、事前に環境等をデザインすること。

施設をつくる時に、障害者だけでなく、子どもや高齢者、ベビーカー利用者など、様々な人が使いやすいようにスロープを設置



■バリアフリーとユニバーサルデザインの例

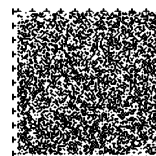
バリアフリーの例

- 施設や道路、住宅等の段差をなくしたり、手すりを付けたりするなど、物理的な移動の障壁がない
- 手話通訳者が窓口において、コミュニケーションの障壁がない
- 必要な情報を、点字や音声データなどで提供がされ、情報アクセスの障壁がない など

ユニバーサルデザインの例

- 車いすやオストメイトの人、ベビーカー、大きい荷物を持った人などが利用できる「多機能トイレ（※1）」
- 誰もが楽に移動できる自動ドアやエレベーター
- 目が不自由な人の他、シャンプー中に目をつぶっていてもシャンプーとリンスの区別がつけられる突起 など

（※1）多機能トイレ…車いす利用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オムツ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車いす利用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能とした調布市福祉のまちづくり条例施行規則における「だれでもトイレ」のこと。本計画では「多機能トイレ」に統一して表記しています。



7 心のバリアフリーとは

高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするため、施設整備（ハード面）だけではなく、困りごとを自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力することです。

具体的には、高齢者や障害者、認知症の方等への無理解・偏見・差別をなくしていくなどの意識面や、情報提供などのソフト面のバリアフリーとなります。

■心のバリアフリーに向けた場面の例

道や街中で…

自転車を点字ブロックの上には置かないようにする。

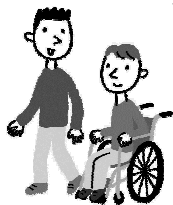


何か困った様子の際には声をかける。

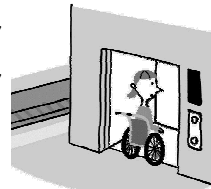


駅や電車、建物の中で…

体の不自由な方や妊娠中の人等に気付いたら、席やスペースを譲る。

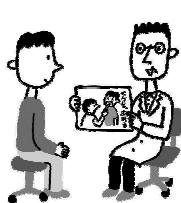


エレベーターが混雑しているときは必要としている人に譲る。

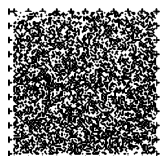


病院やお店で…

コミュニケーションが難しい人へは、イラストを使った説明など工夫する。



手の届かない商品を取る手助けをする。

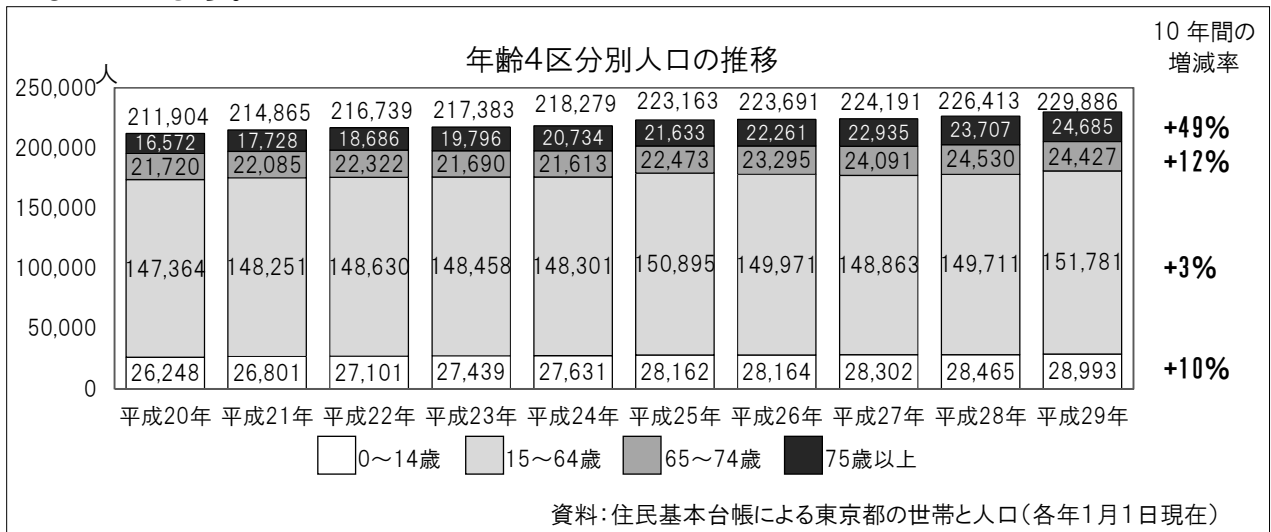


第2章 福祉のまちづくりの現状と課題

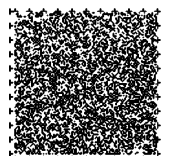
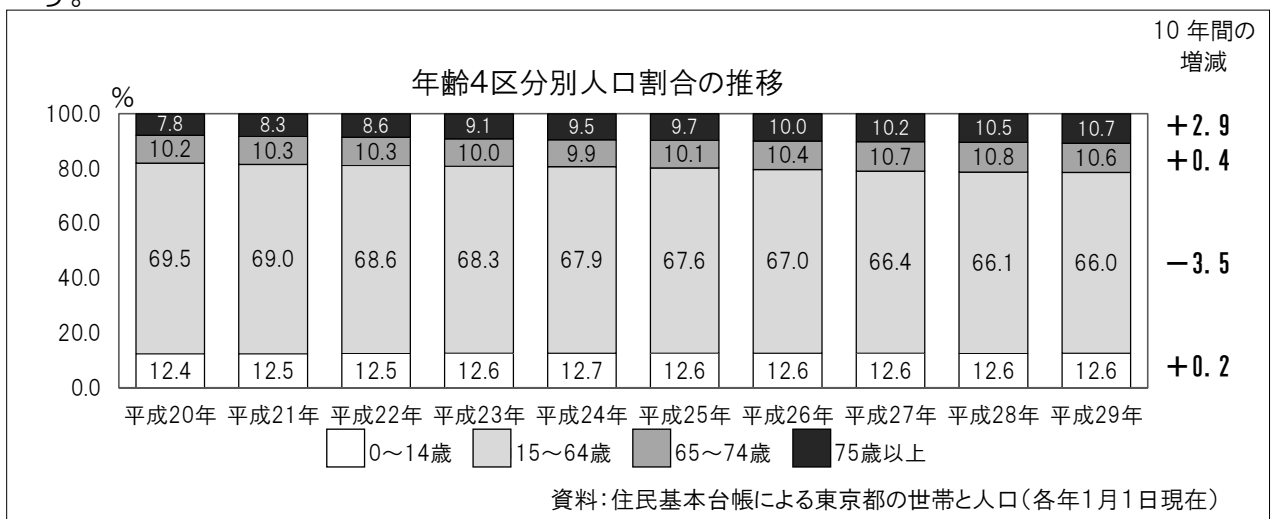
1 統計からみる状況

(1) 人口の状況

調布市の総人口は、過去10年間で増加しており、平成29年時点で229,886人となっています。年齢4区分別に見ると、15～64歳はほぼ横ばいであるのに対し、65～74歳では12%、75歳以上では49%増加しており、高齢化の傾向となっています。

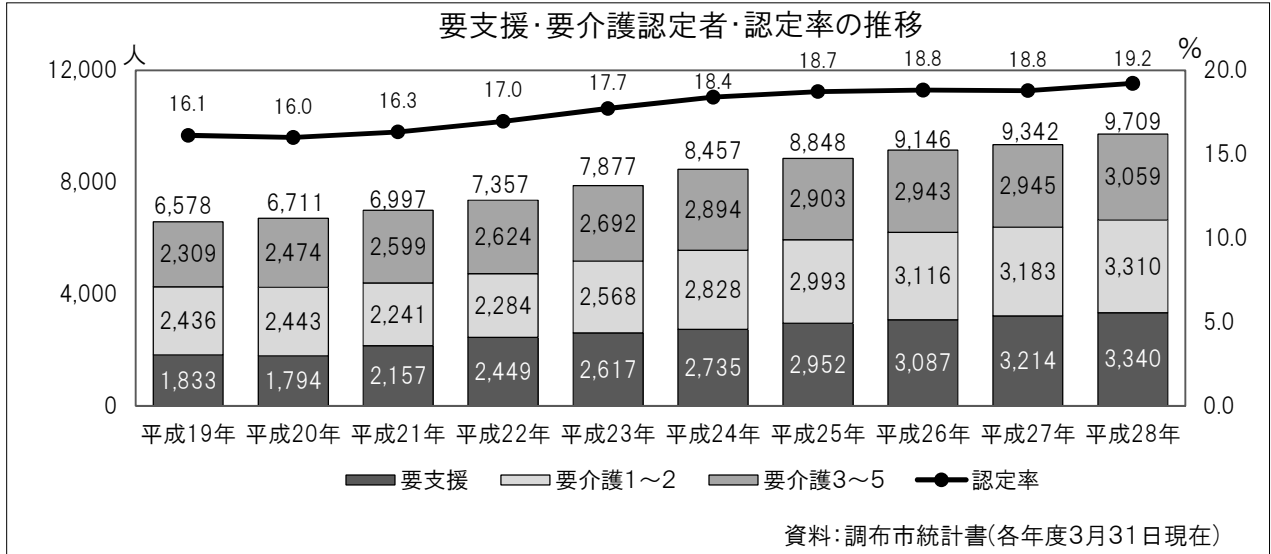


年齢4区分別人口割合を見ると、過去10年間で15～64歳の占める割合は3.5ポイント減少していますが、75歳以上の占める割合は2.9ポイント増加しています。



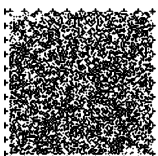
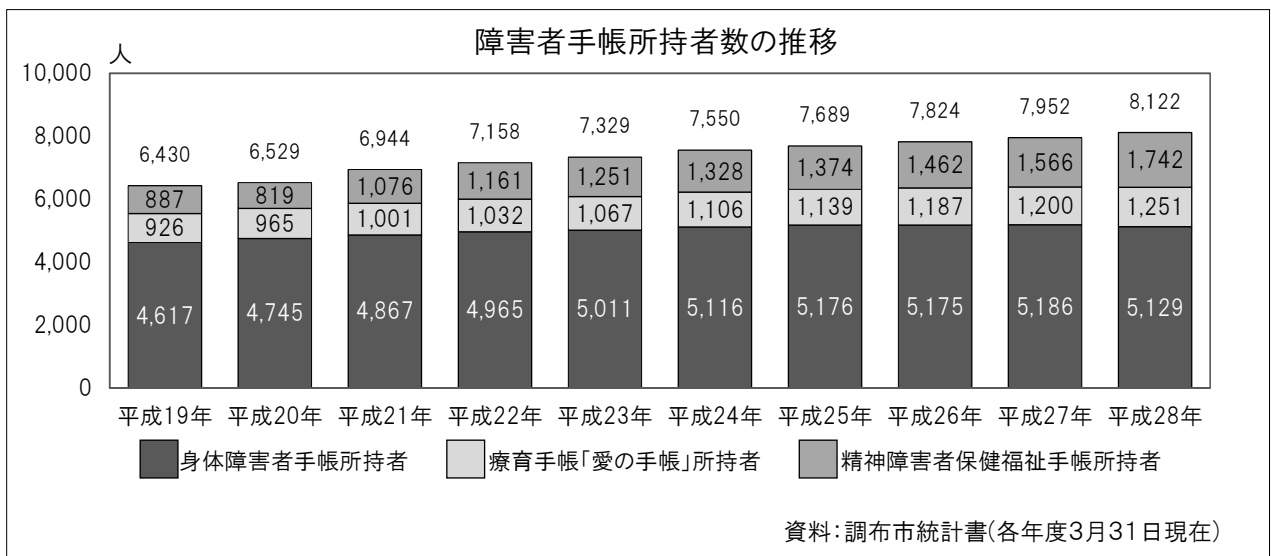
(2) 要支援・要介護認定者の状況

介護保険の要支援・要介護認定者は過去10年間で増加しており、平成28年時点では9,709人となっています。



(3) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は過去10年間で増加しており、平成28年時点では8,122人となっています。



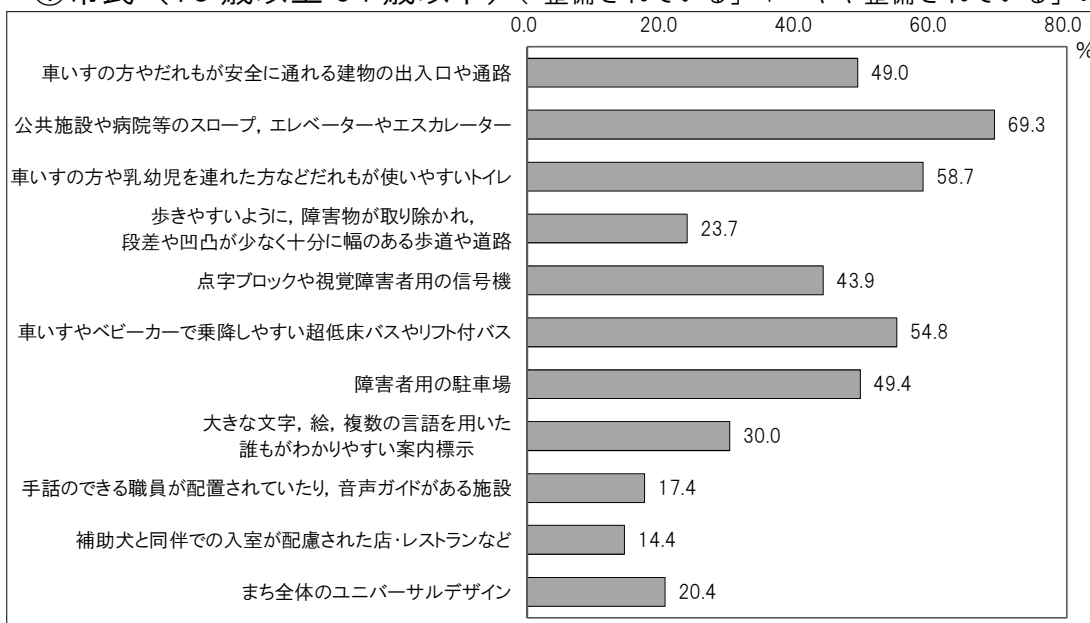
2 市民福祉ニーズ調査結果

市民の生活実態や地域の福祉に対する意識や意見，ニーズを把握し，計画を改定する際の基礎資料とすることを目的として，アンケート調査を実施しました。

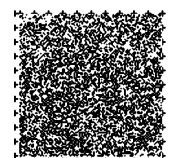
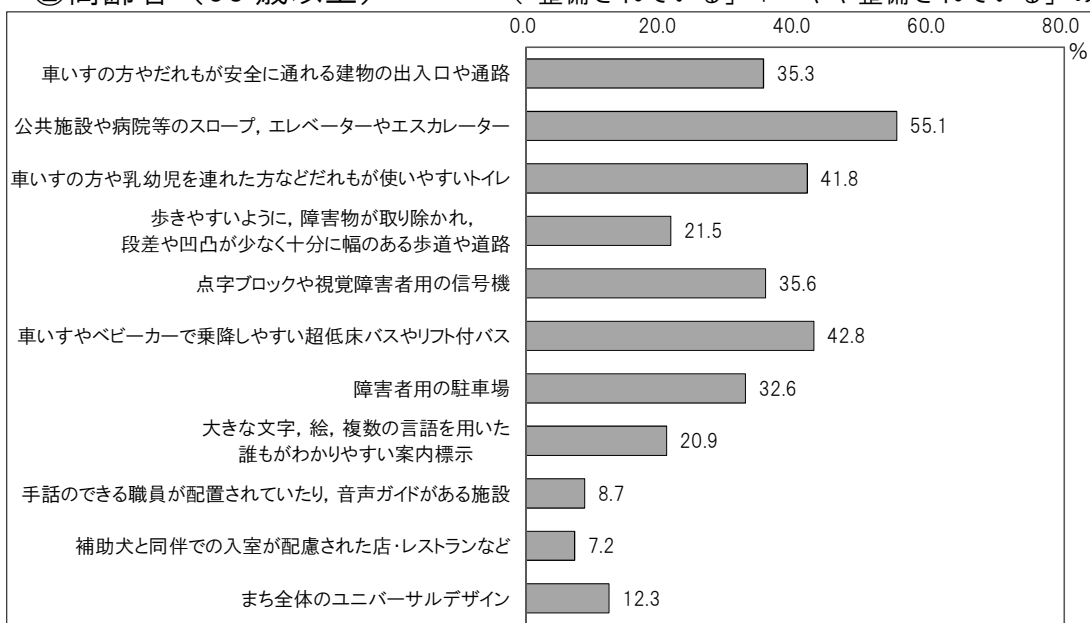
(1) バリアフリー化の状況

どの対象者でも，整備されているとの回答が多いものは，「公共施設や病院等のスロープ，エレベーターやエスカレーター」や「車いすの方や乳幼児を連れた方などだれもが使いやすいトイレ」，「車いすやベビーカーで乗降しやすい超低床バスやリフト付バス」となっています。

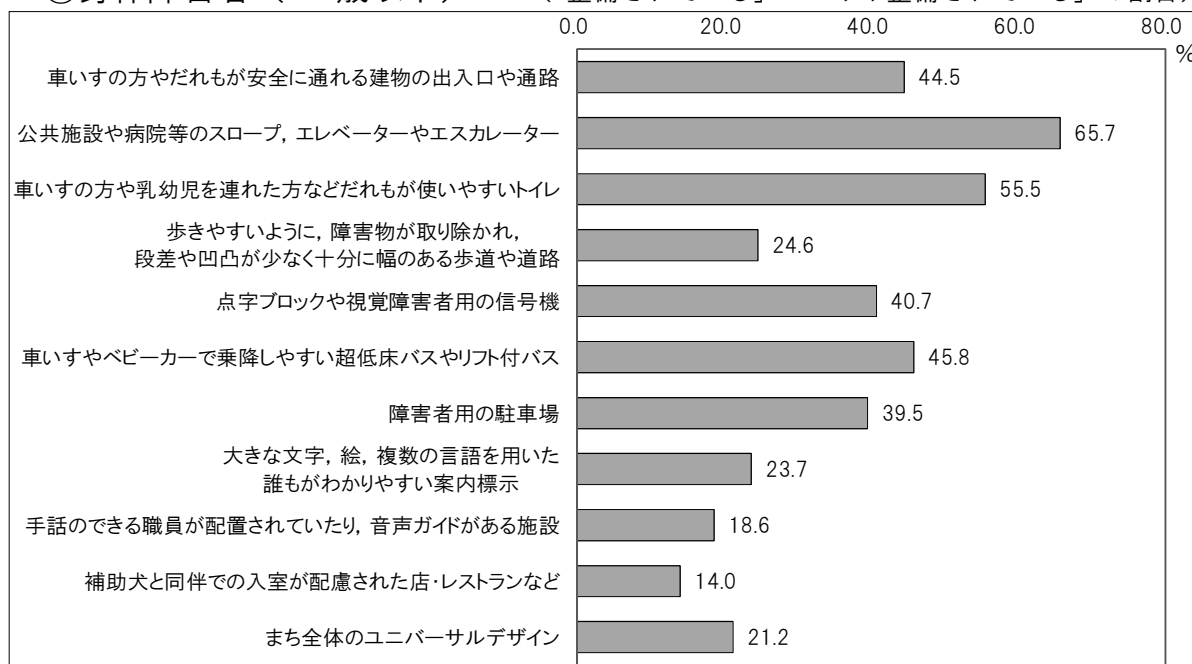
①市民（18歳以上64歳以下）（「整備されている」＋「やや整備されている」の割合）



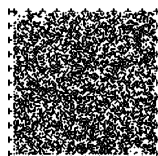
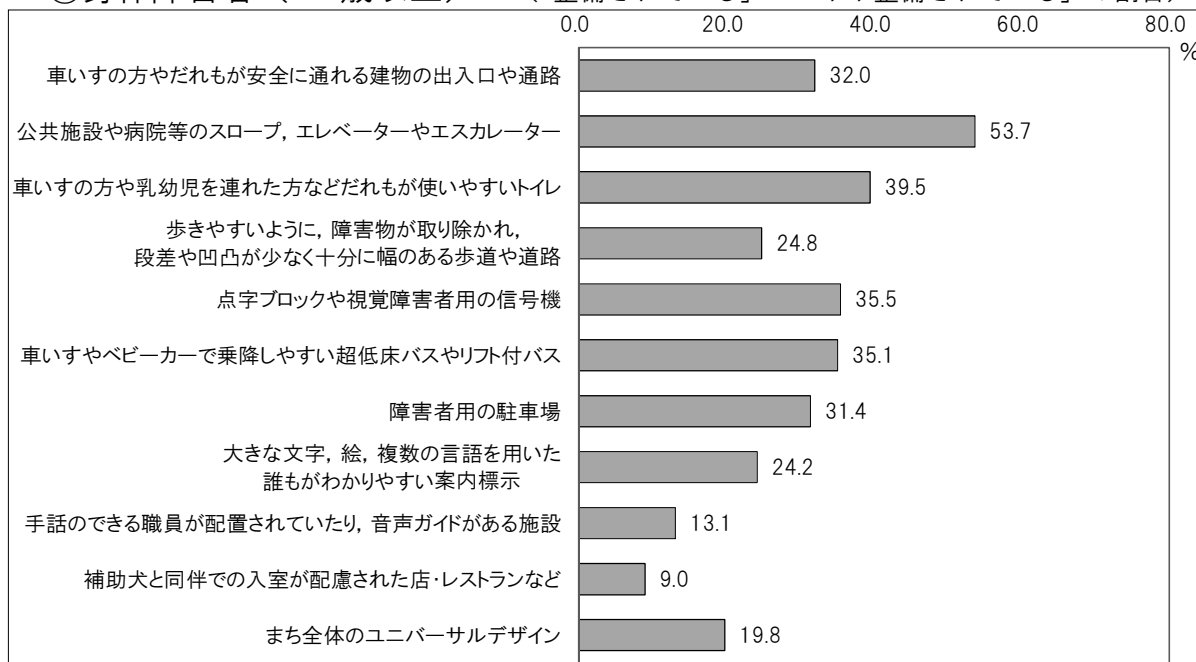
②高齢者（65歳以上）（「整備されている」＋「やや整備されている」の割合）



③身体障害者（64歳以下）（「整備されている」＋「やや整備されている」の割合）

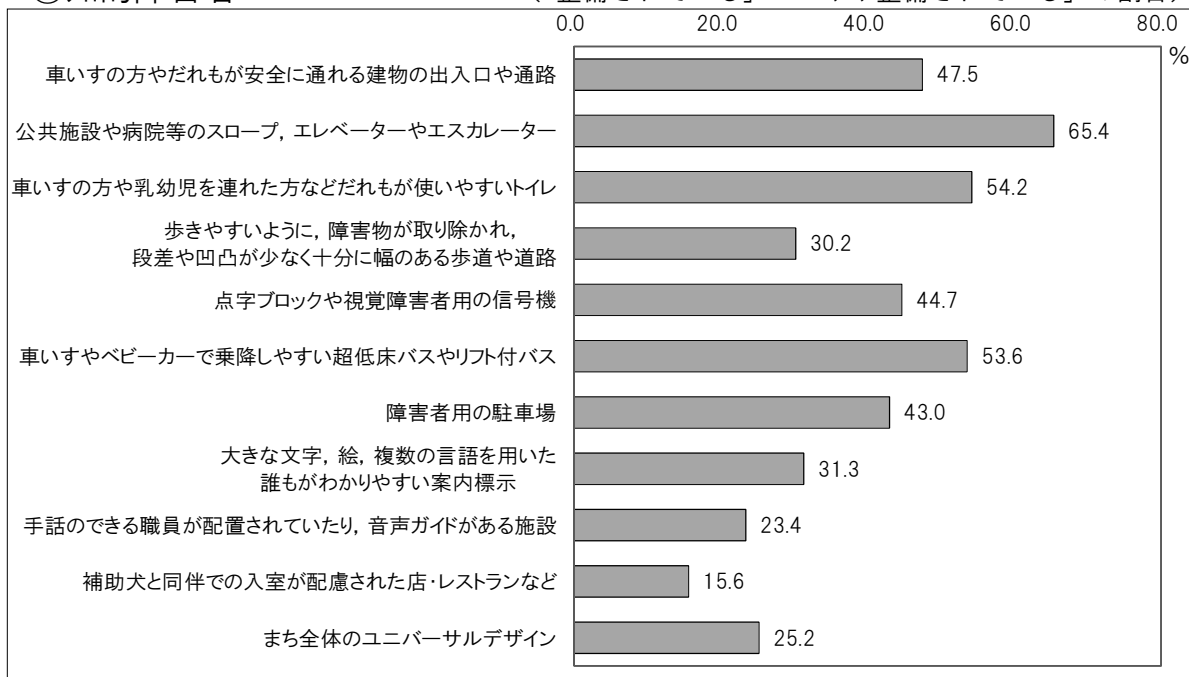


④身体障害者（65歳以上）（「整備されている」＋「やや整備されている」の割合）



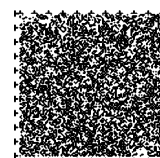
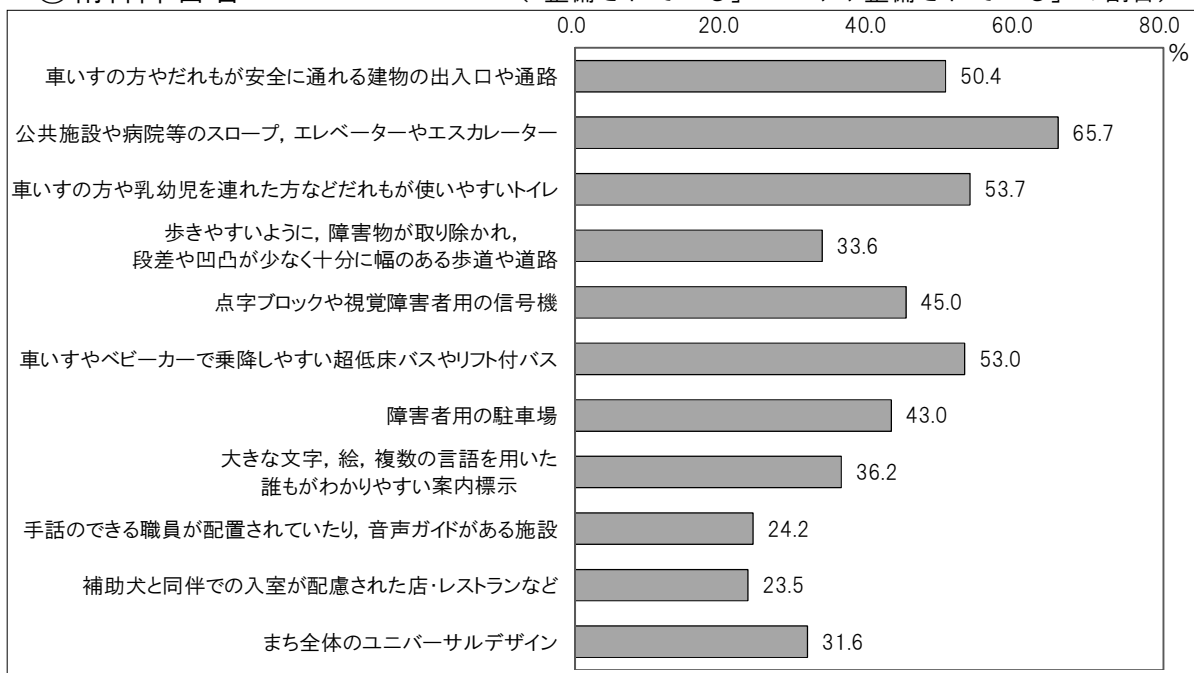
⑤知的障害者

(「整備されている」+「やや整備されている」の割合)



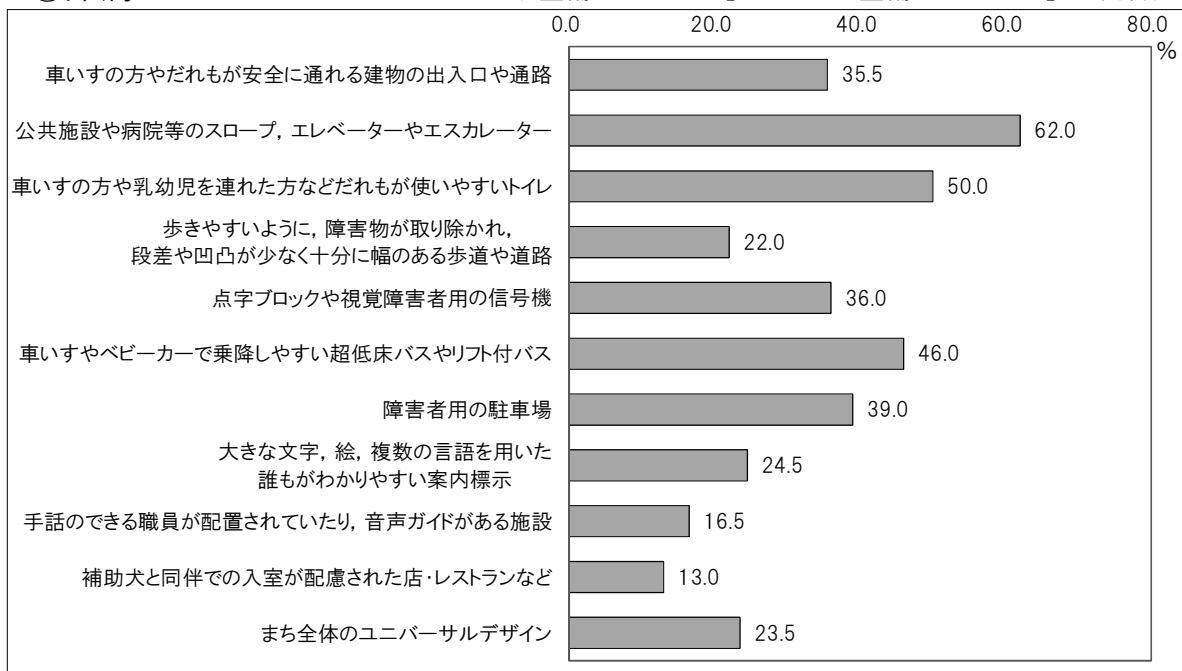
⑥精神障害者

(「整備されている」+「やや整備されている」の割合)



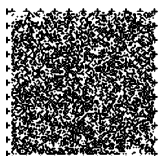
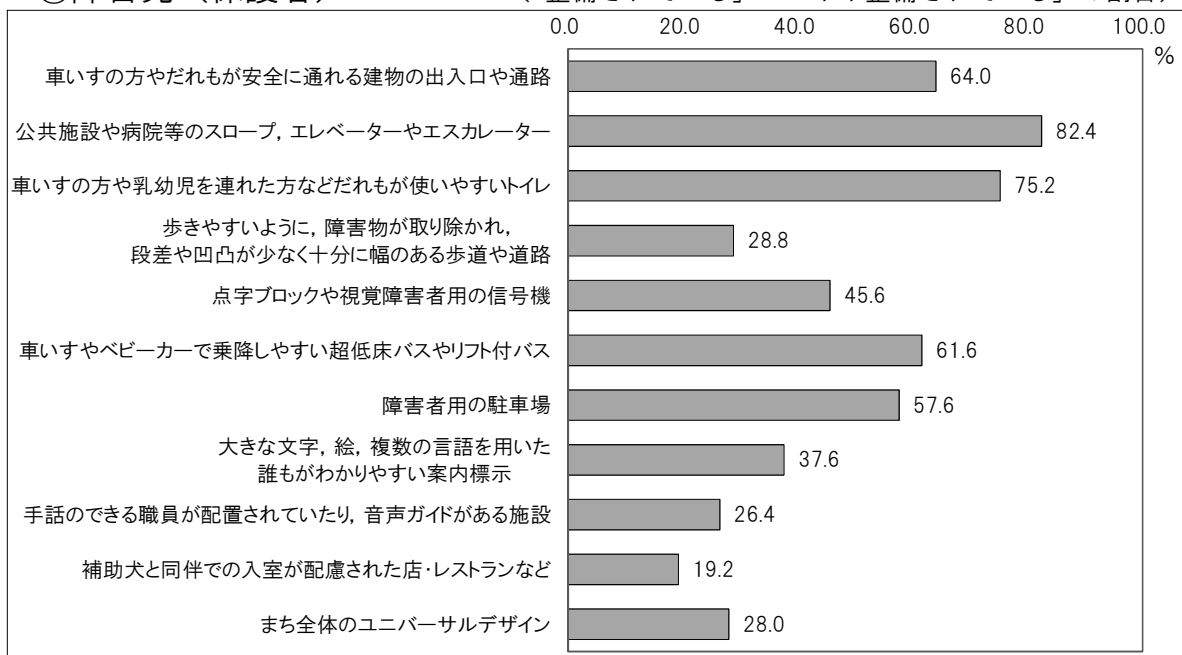
⑦難病

(「整備されている」+「やや整備されている」の割合)



⑧障害児（保護者）

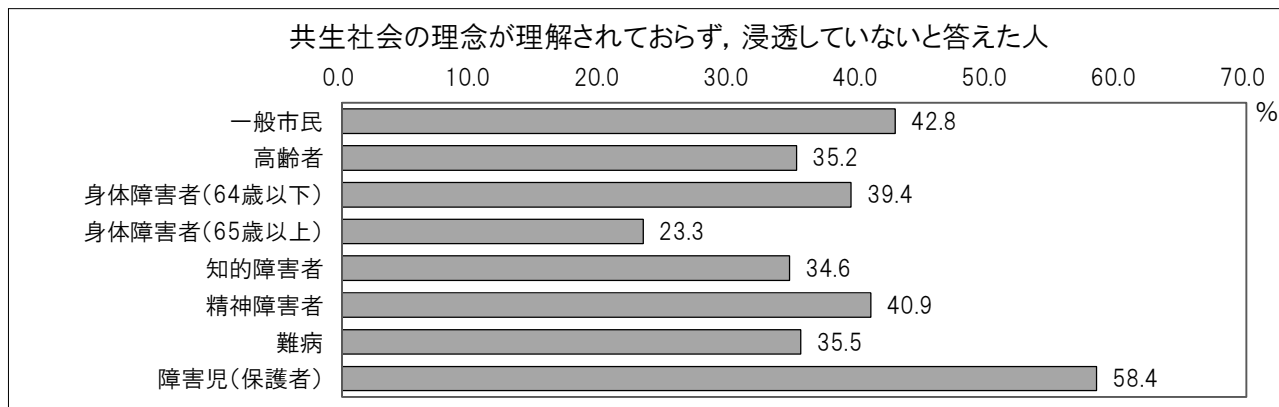
(「整備されている」+「やや整備されている」の割合)



(2) 心のバリアフリー

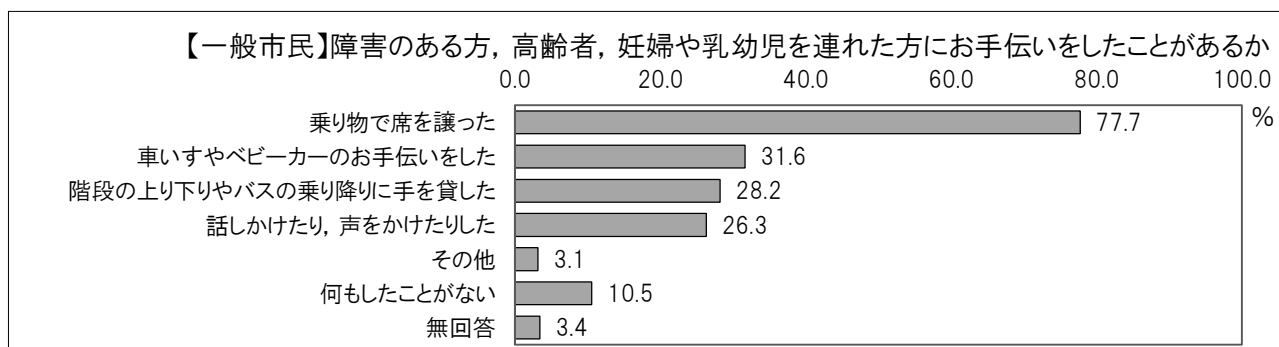
① 共生社会（※1）の理念

共生社会の理念は、特に障害児（保護者）で理解・浸透していないという回答が6割弱と多くなっています。



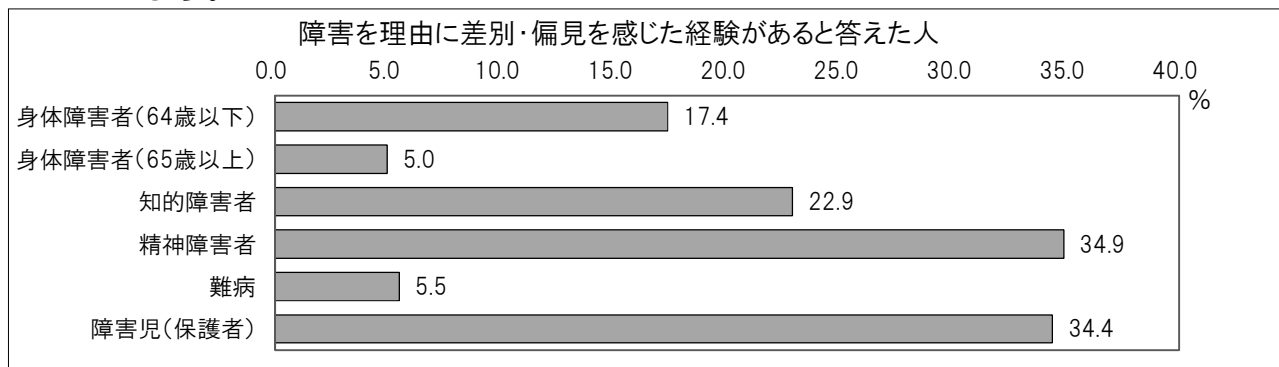
② 手助け経験

一般市民の方の困っている方への手助け経験は、「何もしたことがない」は約1割と低く、「乗り物で席を譲った」が8割弱と特に多くなっています。

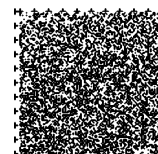


③ 障害を理由に差別・偏見を感じた経験

障害者を対象にしたアンケート調査で障害を理由に差別・偏見を感じた経験があると答えた人は、精神障害者と障害児（保護者）において3割半ばと多くなっています。



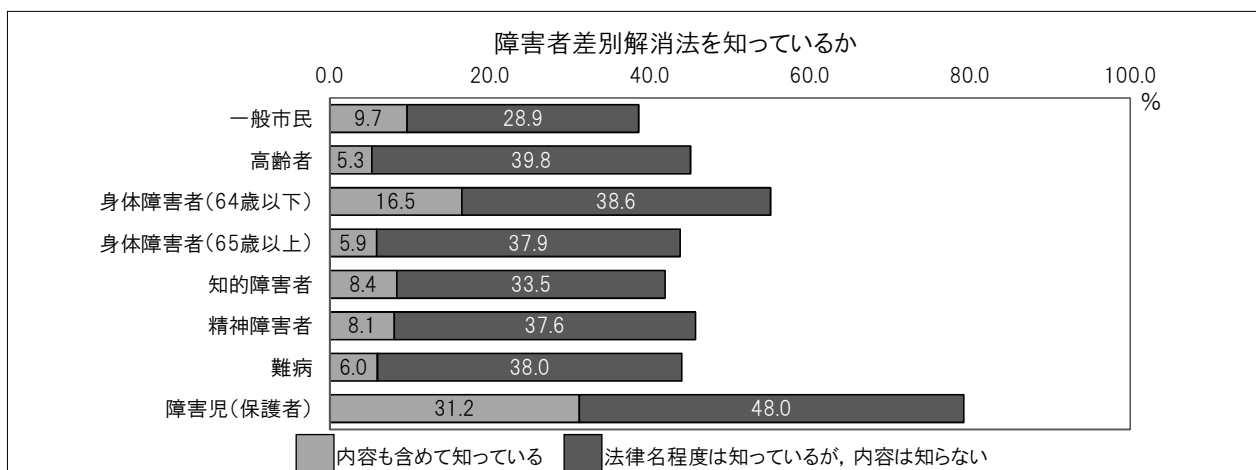
(※1) 共生社会…全ての人々が年齢や障害の有無によって分け隔てられることなく、互いの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会のこと。



(3) 制度・法律の認知度

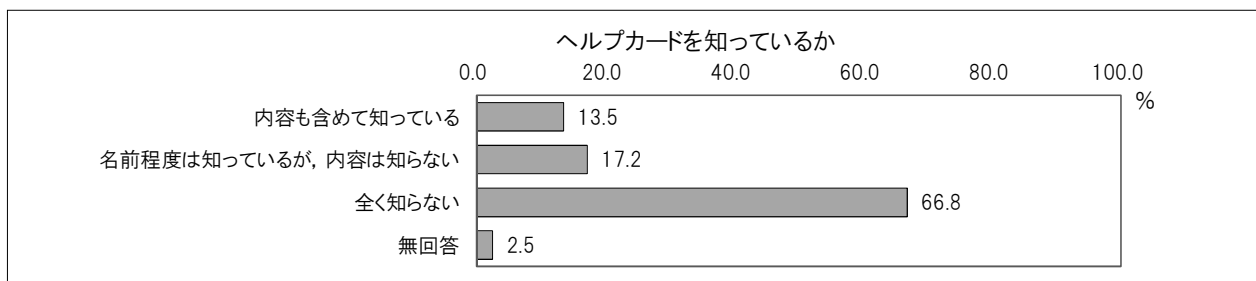
①障害者差別解消法の認知度

障害者差別解消法の認知度について、「内容も含めて知っている」と「法律名程度は知っているが、内容は知らない」を合わせると、障害児（保護者）では7割台以上に認知されており、障害者等も4割台以上となっています。一方、一般市民では3割台後半であり、今後の普及が必要となっています。



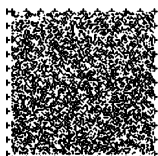
②ヘルプカードの認知度

一般市民でヘルプカードについて「内容も含めて知っている」は1割強と少なく、多くは「全く知らない」となっています。



(4) 調査から見た課題

- 公共施設等のスロープ、エレベーターやエスカレーターの整備は6～7割、誰もが使いやすいトイレは5～6割の人が「整備されている」と答えている。
- 調布市のまち全体について、アンケート調査では、ユニバーサルデザインが整備されていると考えている人は2割～3割にとどまっている。
- 手話や音声ガイド、補助犬などへの対応といったソフト面の整備については、「整備されている」という割合が低くなっている。
- ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに加え、ソフト面でのバリアフリーを推進する必要がある。



3 グループインタビューでのご意見

調布市福祉のまちづくり推進計画の参考資料とするため、市内の障害者団体へのグループインタビュー等を実施しました。

(1) 対象団体

- ・調布市視覚障害者福祉協会
- ・調布市身体障害者福祉協会
- ・調布精神障害者家族会（かささぎ会）
- ・調布市聴覚障害者協会
- ・NPO 法人調布心身障害児・者親の会
- ・高次脳機能障害者団体

(2) 困っていることや改善してほしいこと

①ハード面

- ・点字ブロックやスロープ、トイレなど、実際に使うと不便な場合があるため、道路や施設を造る前に意見を聞いてほしい。
- ・多機能トイレに、寝かせてオムツ替えができるキャスター付ベッドやベンチがあればよい。
- ・公園や駅の周辺にイスが少ない。

②ソフト面

- ・体が悪い人には席を譲るというステッカーやシール等を貼りアナウンスをしてほしい。
- ・バスや電車で席を譲ってくれる人が少ない。
- ・車いす、ベビーカーの人にエレベーターを譲ってくれる人が少ない。

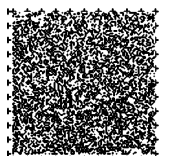
③情報について

- ・若い人はスマートフォンの活用があるが高齢者は難しい。
- ・視覚障害の場合、市からの情報は DAISY（※1）やメールに直接書いてもらいたい。
- ・情報を自分から取りに行かないと手に入らない。
- ・行政の文章が、知的障害者本人が理解しづらいことがあり、わかりやすい言葉もあわせて載せるなど配慮をしてほしい。

④健康について

- ・障害者だけの健診日を作ってほしい。

（※1）DAISY…国際規格 DAISY（Digital Accessible Information System）で作成したデジタル版の録音図書のこと。（P.37 参照）



(3) 差別や偏見・配慮のなさを感じること

①ソフト面

- ・以前に比べるとよくなっている。
- ・周りの人もよく声をかけてくれる。
- ・盲導犬に関しては、入店を拒否されることがある。
- ・弱視・精神障害・発達障害・内部障害・聴覚障害など外見では区別がつかない障害について、理解が進んでいない。
- ・「かわいそうな人」という感覚ではなく、地域と一緒に住んでいる人という感覚で話してほしい。
- ・障害者に対してどのように声をかけたらいいかわからないのではないかと。

②学校教育について

- ・心の病気は誰でもなるということを学校教育で伝えてほしい。
- ・発達障害についての理解を進めてほしい。
- ・心のバリアフリーを進めてほしい。

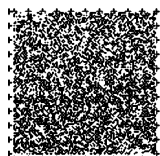
(4) 市への要望

①地域に対して

- ・いろいろな障害があることを知ってもらい、交流できる場が欲しい。
- ・障害の有無は関係なく、地域住民としてお互いが支え合える関係性づくりが大事。
- ・障害について正しい知識を行政から出し、障害の啓発をもっとしてほしいが、それによって区別排除するのではなく、理解したうえでなじんでいけるような環境が必要。

②サービスの充実

- ・調布市ならではの手厚いケアを希望。
- ・相談の予約待ちが多く、精神障害の特性を踏まえ相談したい時にすぐ相談できる体制となるよう、こころの健康支援センターの職員を増やしてほしい。
- ・ろう者自身が主体的に活動する場を増やしてほしい。
- ・高次脳機能障害者に対して、外出支援をしてほしい。
- ・新たな視点で経済面、身の回りの見守り等を丸ごと相談できる組織をつくってほしい。

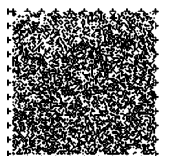


③障害者雇用・市職員に対して

- 様々な障害があることを理解してほしい。
- 障害者本人の意思や視点を行政運営に入れるためにも知的障害者を市職員に採用してほしい。
- 聴覚障害者も職員採用試験を受けられるようにしてほしい。
- 聴覚障害者当事者の相談員（手話通訳者）がいてほしい。
- 他市と協力して障害者雇用の機関をつくってほしい。

④災害時，緊急時

- 地域の防災訓練にいろんな障害者が参加できるようにしてほしい。
- 聴覚障害者は，緊急時に自ら助けが呼べなかったり，状況把握ができなかったりということがあるので，安心して過ごせるような環境を整えてほしい。



4 前計画の取組実績

前計画については、平成24年度から平成29年度までの6年間を対象としています。本条例に基づき、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを推進するために、基本理念・基本目標を掲げています。前計画では、基本目標に基づいた施策を展開しています。

(1) 誰もが活動しやすいまちづくりの推進

基本目標

高齢者や障害者をはじめ、誰もが地域の中で自由に活動できるよう、公共交通機関の充実等により、安全で快適に移動できる取組を充実します。また、市民一人ひとりが生きがいを持ち、健康で文化的な生活を送ることができるよう、社会参加の促進を図ります。

さらに、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、地域全体を視野に入れ、面的にユニバーサルデザインが広がる整備を進めます。

①誰もが快適に移動できるまちづくりの推進

基本方針

高齢者や障害者をはじめ、誰もが円滑に移動できるよう、公共交通機関の充実や外出支援を図るとともに、交通環境のバリアフリー化を進めます。

取組実績

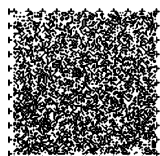
車いす福祉タクシーや福祉タクシー、障害福祉サービスの中の各種外出支援などの利用者は増加しており、障害福祉における移動支援事業を推進しています。

また、公共交通不便地域の解消を目的としたミニバス利用者は増加しているほか、平成28年度には調布市バリアフリー推進協議会において、まちあるき・ワークショップを実施し、バリアフリー現地点検を行うなど、事業進捗を図りました。

②社会参加の促進

基本方針

高齢者や障害者を含めた全ての人が、地域の中でいきいきと生活できるよう、市民活動やふれあい活動の促進、就労支援等の充実を図ります。



取組実績

市民活動の場については、地区協議会の新規開設があったほか、市民活動支援センターにおける利用者ニーズ調査の実施と結果を生かしたセンター機能改善などにより、市民活動の活性化を図りました。

また、地域福祉コーディネーターにより、地域のニーズや課題を発見し、地域福祉の向上に努めました。

障害者の社会参加については、DAISY 図書の増加や図書館のハンディキャップサービス利用者の増加が図られたほか、重度知的障害者の日中活動の事業所の新規開設や障害者地域活動支援センターの利用登録者数の増加などがあり、障害者が地域の中で生活を営むための支援を行いました。こころの健康支援センターでは精神障害者・発達障害者を対象としたデイサービスを実施しました。

また、就労支援については、障害者の一般就労を支援する障害者就労支援事業の利用登録者数は増加傾向にあり、個々に応じた支援の提供ができました。事業進捗によりおおむねの効果がありましたが、就労体験事業を実施する事業所については実績が少ないため、今後は国や都の支援制度のPRに努める必要があります。

③ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進**基本方針**

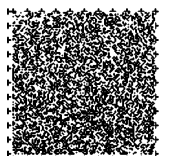
市民の誰もが安心して利用できるよう、福祉のまちづくり条例に基づいた道路や公園の整備を図るとともに、まち全体の一体的かつ面的な整備により、ユニバーサルデザインによる総合的なまちづくりを推進します。

取組実績

バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた公共建築物の整備を進めており、歩道の段差解消などを行い、主要市道を中心に人と環境にやさしい道路整備を推進しました。都市計画道路についても、歩道のセミフラット化（※1）や無電柱化による円滑な歩行空間の確保が図られ、着実に整備を進めました。

また、公園遊具の更新や公衆便所の維持管理に努めるなど、事業を推進しました。

（※1）セミフラット化…従来は、車道面よりおおむね15cm高い所に歩道面があったが、この15cmの段差を5cm程度にした形状。車庫等の車両の横断部を歩道に設けても、歩道の平坦性を損なわないようになる形状にすること。



(2) 誰もが安心して生活できるまちづくりの推進

基本目標

誰もが地震や台風などの自然災害から守られ、安心して生活が送れるよう、耐震化等の減災対策を進めるとともに、地域が一体となった防災力の向上を図ります。また、防災や交通安全、消防などについては、危険に対する意識の高揚や関係機関との連携の強化に努めます。

生活の基盤となる住宅については、計画的な住環境の整備を進めるとともに、耐震化等による安全対策など、安心できる住まいづくりへの支援を図ります。

また、ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくり推進の基盤を強化するため、誰もが必要な情報を必要な時に入手できるよう、情報提供の充実に努めます。

① 住まいへの支援の充実

基本方針

高齢者や障害者を含めた全ての人が安全で安心して生活ができるよう、住まいの確保を図るとともに、耐震化やバリアフリー化等による住環境の向上に努めます。

取組実績

高齢者の住まいとしてはシルバーピアに管理人を配置し、5箇所運営を維持できました。

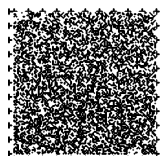
障害者の住まいとしては、設置検討中であった重症心身障害者グループホームは2箇所新規開設されたほか、障害者グループホームも5箇所開設され、知的障害者グループホーム家賃助成利用者数は増加しました。

障害者地域移行促進事業を平成24年度から平成26年度まで実施し、障害者の地域移行に関する普及啓発を行いました。高齢者世帯等民間賃貸住宅家賃等委託料助成事業は平成28年度で終了しましたが、内容を刷新し、住まいぬくもり相談室を開設し、民間賃貸住宅への入居の支援を行いました。

② 防災対策の充実

基本方針

誰もが地震や台風などの自然災害から守られ、安心して生活が送れるよう、耐震化等の減災対策を進めるとともに、地域が一体となった防災力の向上を図ります。



取組実績

平成27年に地域防災計画の修正を行い、平成29年に調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）の策定、避難行動要支援者名簿の作成と同意確認の実施、協定締結団体との連絡会を開催し情報共有を行いました。また、平成28年度には防災行政無線移動系デジタル化整備に向けた調査・設計を実施しました。

私立保育園の耐震化については予定どおり完了したほか、下水道施設の耐震化すべき管路・マンホールは全て予定どおり耐震化が完了しました。また、調布市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの耐震化を実施しました。

③安全対策の充実**基本方針**

高齢者や障害者をはじめ、全ての市民が安全で安心して暮らせるよう、地域と行政、関係機関等が連携した防犯・交通安全対策を推進します。また、市民が健康的で快適に暮らせるよう安全性の高い生活環境の充実を図ります。

取組実績

防災・防犯に関しては、平成25年より防災情報メールと安全安心メールを統合し、防災・安全情報メールとして情報配信回数を増やし、意識の高揚を図りました。また、子どもの安全確保として新たに通学路への防犯カメラの整備、巻き看板の設置を行ったほか、高齢者の見守りとして、計画どおり10箇所全ての地域包括支援センターに見守りネットワーク担当者を配置しました。

交通安全に関しては、従来の交通安全教育に加え、平成28年度に自転車利用者に対する安全利用講習会等を実施したほか、放置自転車対策として自転車等駐車場の整備・有料化等を行い、放置自転車の撤去台数は減少しました。

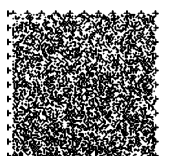
また、調布駅周辺パトロールの実施については京王線連続立体交差事業の完了に伴い、平成27年度で事業が終了しました。

④情報提供の充実**基本方針**

市や地域が発信する情報にユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、わかりやすい情報提供を行います。

取組実績

外国語版生活便利帳を英語版・中国語版・ハングル版の3冊に分けて新たに改定を行いました。また、従来どおり音声コードの添付や音声による市政情報の提供等を行いました。



5 福祉のまちづくりを取り巻く課題

第2章「1統計からみる状況」からは、高齢者が増えており、介護保険の要支援・要介護認定者も増加しています。また、障害者手帳所持者数も増加していることから、高齢者障害者ともに増加しているということがわかります。

第2章「2市民福祉ニーズ調査結果」からは、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに加え、ソフト面でのバリアフリーを推進する必要があるという課題が挙げられます。

第2章「3グループインタビューでのご意見」においては、以前に比べると、障害者に対する配慮等がよくなっているとの意見がある一方で、まだまだ障害者理解が進んでいないとの課題があります。

第2章「4前計画の取組実績」からは、計画に沿って、着実に事業進捗が図られていることがわかります。

上記1～4の現状から、下記の5つの課題が挙げられます。

(1) 心を育てるまちづくりの推進

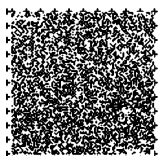
障害を理由に差別・偏見を感じた経験は、市民福祉ニーズ調査では精神と障害児（保護者）において、「よくある」「ときどきある」を合わせた回答がいずれも3割半ばと特に多くなっています。また、ヘルプカードや障害者差別解消法の認知度も低いというアンケート結果が得られました。

グループインタビューでも同様に、以前に比べると差別は減っており、声かけもされるようになったとの意見がある一方、特に精神障害や知的障害においては理解が進んでいないとの声が挙げられています。障害者に関する普及啓発の充実、バリアフリー教育など心を育てるまちづくりの推進が必要です。

(2) 誰もが情報を受取ることができるまちづくりの推進

市民福祉ニーズ調査では、各分野の中で情報案内等が整備されていないとの回答が最も多く、前計画の評価においても新規の取組が、最も少なかった分野となっています。

グループインタビューでは、特に視覚障害・聴覚障害において、情報入力・連絡手段について一層の工夫が必要との声が挙げられるとともに、知的障害においても本人が理解できる分かりやすい文書となるような配慮が必要との声が挙げられています。また、妊産婦、外国人等への情報提供など誰もが情報を受取ることができるまちづくりの推進が必要です。



(3) 誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進

移動・社会参加については、各種移動支援サービスや社会参加機会の充実が必要であり、グループインタビューでは、ハード面について可能な限り、修繕・建築時に当事者の意見を聞いてほしいという声や、バスや電車などで席を譲ってくれる人が少ないといった声が挙げられています。また、高齢者や障害者を含めた全ての人が地域の中でいきいきと生活できるよう、誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進が必要です。

(4) 住まい・施設等のまちづくりの推進

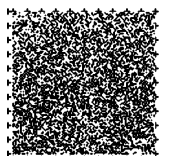
バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた公共建築物の整備は進んでいますが、市民福祉ニーズ調査では誰もが安全に通れる建物の出入り口や通路については整備されていないとの回答が多くなっています。

グループインタビューにおいても、多機能トイレやスロープの整備は進んでいるものの、個々の状態に応じたきめ細やかな使いやすさはまだ不足しています。また、可能な限り修繕・建築時に当事者の意見を聞いてほしいという声が挙げられています。高齢者や障害者など全ての人が住まいの確保・バリアフリーの住環境を図り、ユニバーサルデザインの住まい・施設等のまちづくりの推進が必要です。

(5) 安全・安心に過ごせるまちづくりの推進

災害時の避難に向けた備えや、日頃の防犯の取組など、防災・防犯に関する施策が進められています。

グループインタビューでは、地域の防災訓練に障害者も参加しやすい工夫があるとよいということや、聴覚障害の場合、災害などの緊急時の対応が不安であるという声が挙げられています。誰もが安全・安心に過ごせるまちづくりの推進が必要です。



第3章 福祉のまちづくりの基本的方向

1 基本理念

本条例では、「高齢者や若者も、障害がある人もない人も、また、大人や子どもも生涯をとおして人としての尊厳を認め合いながら、いきいきとした生活を営むことができるような豊かで温かいまち調布を実現すること」を私たちの願いとして謳っています。

また、調布市基本構想や調布市地域福祉計画、調布市バリアフリー基本構想では、それぞれ次のような将来像や基本理念を掲げています。

○調布市基本構想【まちの将来像】

みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布

○調布市福祉3計画(地域福祉計画, 高齢者総合計画, 障害者総合計画)【将来像】

みんなが 自分らしく 安心して つながりをもって 暮らし続けられるまち
— 支え合い 認め合い とともに暮らす —

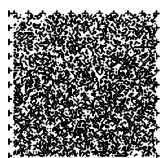
○調布市バリアフリー基本構想【基本理念】

みんなの「からだ」と「こころ」にやさしいまち 調布

これらの思いや福祉のまちづくりの現状等を踏まえ、調布市の福祉のまちづくりの推進に向けて、次のとおり基本理念を掲げます。

— 基本理念 —

みんなが 安心して生活できる
こころにやさしい 福祉のまちづくり



2 基本目標

基本理念に基づき、次の5つを基本目標と定め、総合的・計画的に福祉のまちづくりの推進を図っていきます。

I 心を育てるまちづくりの推進

高齢者や障害者を含めた人々の多様性への理解の促進や、偏見・差別をなくすよう、心のバリアフリーに関する普及啓発の充実や学校等におけるバリアフリー教育を進めます。

II 誰もが情報を受取ることができるまちづくりの推進

誰もが日々の生活の中で必要な情報を入手できるよう、障害者・外国人等への情報提供体制の整備や、わかりやすい公共サインの設置などまちなかでの情報提供の充実、情報提供内容の充実を進めます。

III 誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進

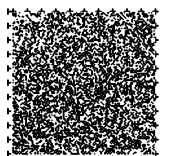
誰もが円滑に移動・外出し、いきいきと生活できるよう、外出支援などの各種移動支援や、就労支援等の社会参加支援、市民参加等地域における意識醸成を進めます。

IV 住まい・施設等のまちづくりの推進

誰もが安全で安心して日々の生活を送ることができるよう、住まい確保の支援や、まち全体の一体的かつ面的な整備によるユニバーサルデザインの施設の推進、各種施設等の安全対策の充実を進めます。

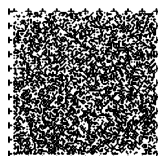
V 安全・安心に過ごせるまちづくりの推進

誰もが平常時・緊急時も安全・安心に過ごせるよう、地域が一体となった災害時の防災対策や交通安全・防犯対策、各種ネットワークの整備など安心の暮らしの支援を進めます。



3 施策体系図

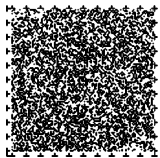
I 心を育てるまちづくりの推進	1 普及啓発の充実・心のバリアフリーの推進	人権啓発事業	P31		
		障害者差別解消法の普及啓発	P31		
		精神保健福祉に関する普及啓発	P32		
		障害者スポーツの普及啓発	P32		
		小中学校での心のバリアフリー教育の推進	P33		
		ヘルプマークの普及啓発	P33		
		防災意識の啓発	P34		
		カラーバリアフリーの推進	P34		
		ユニバーサルデザインの視点でのタウンウォッチングセミナー事業	P35		
II 誰もが情報を受取ることができるまちづくりの推進	1 障害者・外国人等への情報提供体制の整備	図書館のハンディキャップサービス	P36		
		聴覚障害者等コミュニケーション支援事業	P38		
		「障害者福祉のしおり」の作成	P38		
		外国語版生活便利帳の発行	P38		
	2 まちなかでの情報提供の充実	観光案内誘導標識の維持管理・設置	P39		
		公共サイン計画の検討・運用	P39		
	3 情報提供内容の充実	市ホームページの運用	P40		
		多様なメディアの活用(ツイッターやフェイスブック他)	P40		
		市報等の発行	P41		
		広報番組の制作	P41		
		妊娠出産への配慮	P42		
		子育てに関する情報提供の充実	P42		
		利用者支援事業(基本型)	P42		
		調布市住まいのサポートガイドブックの発行	P43		
III 誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進	1 移動支援	車いす福祉タクシー	P44		
		福祉タクシー事業の推進	P45		
		自家用車による外出支援	P45		
		移動支援費支給事業	P46		
		障害福祉サービスによる外出支援(行動援護, 同行援護)	P46		
				ミニバスの運行	P47
		2 社会参加支援	シルバー人材センターの運営支援	P48	
	障害者就労支援事業		P49		
	障害者等雇用事業		P49		
	障害者の雇用の促進		P50		
	日中一時支援費支給事業		P50		
	障害者地域活動支援センター事業		P51		
	障害福祉サービス等事業所開設費補助・運営費補助		P51		
	市立障害児・者施設(通所)の運営		P52		
	作業所等経営ネットワーク支援		P53		
	障害者地域自立支援協議会		P53		



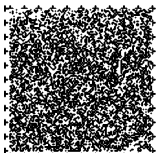
	3 地域における意識醸成	バリアフリーハンドブックの配布	P54
		社会を明るくする運動の推進	P54
		コミュニティづくりの推進	P55
		地区協議会の設立と支援	P55
		市民活動支援センターの運営	P56
		地域福祉活動団体への支援	P56
		ボランティアコーナーの運営支援	P57
		老人クラブの育成	P57
		シニア世代の学習活動及びまちづくりへの参加の促進	P57

IV 住まい・施設等のまちづくりの推進	1 住まいの支援	シルバーピア管理運営事業	P58
		市立障害者グループホームの運営	P59
		障害者グループホーム開設・運営費補助	P59
		知的障害者グループホーム家賃助成事業	P59
		市立障害者施設(入所)の運営	P60
		住宅改修費の支給(日常生活用具費支給事業)	P60
		バリアフリー適応住宅改修補助制度	P60
		住宅設備改修等給付事業	P61
		市営住宅維持管理事務	P61
		高齢者住宅維持管理事務	P62
		住宅確保要配慮者への入居支援	P62
	2 ユニバーサルデザインの施設の推進	交通バリアフリーの推進	P63
		公共建築物の整備	P64
		人と環境にやさしい道路の整備	P65
		都市計画道路の整備	P66
		公園・緑地等の整備	P67
		市営公衆便所の維持管理	P68
		駅前広場の整備(調布・布田・国領駅)	P69
		商店街活性化の推進	P70
	福祉のまちづくり条例届出事務	P70	
	3 施設等の安全対策の充実	下水道施設の地震対策の推進	P71
		橋りょうの耐震改修	P72
		公共施設のシックハウス対策	P72

V 安全・安心に過ごせるまちづくりの推進	1 災害時の防災対策の推進	地域防災計画	P73
		障害者火災安全・緊急通報システム事業	P74
		災害情報システムの維持管理・充実	P74
		防災備蓄品の確保・充実	P75
		総合防災訓練・水防訓練の実施	P75
		災害時要援護者台帳の整備	P76
		調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進	P76
		高齢者の生活安全の確保	P77
		障害者グループホームの防災対策への補助	P77
		災害時初動行動マニュアルの作成	P77



	2 交通安全・防犯対策の推進	交通安全意識の啓発	P78
		交通安全施設の整備と関係機関への要望	P79
		放置自転車の撤去	P79
		防犯意識の啓発	P79
		安全・安心マップの作成支援	P80
		地域での防犯パトロールの支援	P80
		安全・安心パトロールの実施	P81
		学校・通学路の安全確保の推進①	P81
		学校・通学路の安全確保の推進②	P82
		障害者施設の防犯対策への補助	P82
		防災・安全情報メールの配信	P83
		消防力の向上	P83
		3 安心の暮らしの支援	救急医療情報キットの提供
	障害者救急医療情報キットの給付		P84
	ふれあい収集の実施		P85
	見守りネットワークの推進		P85
	あんしんネット		P86
	DV被害者民間シェルターの運営支援		P86
	児童虐待防止センター事業の推進		P87
	障害者虐待防止センターの運営	P88	
利用者サポート事業の実施	P88		



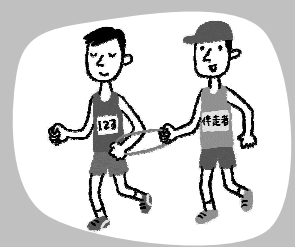
第4章 施策の展開

I 心を育てるまちづくりの推進

1 普及啓発の充実・心のバリアフリーの推進

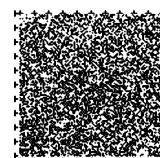
●● 基本方針 ●●

高齢者や障害者を含めた人々の多様性への理解を図り心のバリアフリーが浸透するよう、バリアフリー教育や市民及び職員への研修等を推進するなど、心を育む普及啓発を進めます。



事業名	人権啓発事業
担当課	市民相談課
概要	○人権擁護委員と連携して各種啓発事業に取り組む
これまでの取組	小学生を対象に、人権の花運動及び人権メッセージ発表会の実施 中学生を対象に、人権作文コンテストの実施 福祉まつりで人権啓発ブースを予定
6年後の目標 (平成35年度)	市独自の啓発取組の検討 人権擁護委員の協力を得て既存の取組の強化

事業名	障害者差別解消法の普及啓発
担当課	障害福祉課
概要	○障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、市民及び市職員に対し、法の趣旨と障害者への合理的配慮について普及啓発を行う。
これまでの取組	障害者差別解消支援地域協議会を設置し、地域における障害者差別に関する相談等の情報を共有し、差別を解消するための取組を協議する。
6年後の目標 (平成35年度)	市民及び市職員に対し、障害者差別解消法及び障害者への合理的配慮についての理解の促進を図るとともに、障害者差別解消支援地域協議会において差別解消に向けた協議を継続する。



事業名	精神保健福祉に関する普及啓発
担当課	障害福祉課
概要	○精神疾患の理解を深め、市民のメンタルヘルスの向上に寄与するとともに、精神障害者の再発を予防し、安定した地域生活を送れるよう、こころの健康支援センターで定期的に精神保健福祉に関する講演会を開催する。
これまでの取組	こころの健康支援センターにて、定期的に精神保健福祉に関する講演会やセミナーを開催。また情報誌「CoCoだより」を1,500部発行。広く市民に情報提供することができた。
6年後の目標 (平成35年度)	市民の精神保健福祉に関する理解を深め、様々な方法で普及啓発を進めていく。

事業名	障害者スポーツの普及啓発
担当課	スポーツ振興課
概要	○ドッチビー等のニュースポーツに加え、パラリンピック競技であるボッチャを出前講座やスポーツイベントを通じて普及啓発を行う。
これまでの取組	平成28年度からオリパラ教育の一環として、小学生を対象にしたボッチャ講習会を開催。また、スポーツ推進委員による出前講座も実施している。
6年後の目標 (平成35年度)	体育協会や調和SHC倶楽部、スポーツ推進委員等との更なる連携を図り、ニュースポーツ等種目の多様化や障害者も含めた子どもから高齢者まで参加できるスポーツ活動の推進を図る。

ニュースポーツとは

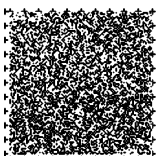
触れ合いと楽しみを追及する比較的新しいスポーツ種目の総称で、体力・技術・性別・年齢に左右されず、誰とでもでき、対象・環境・時間のルール変更が可能です。

ドッチビーとは

ドッチボールのボールの代わりに、ウレタン製でやわらかいフリスビーを使用するスポーツです。

ボッチャとは

白いボール（目標球）に向かって各チームのボールを投げ、いかに近づけられるかを競う点数制の競技です。

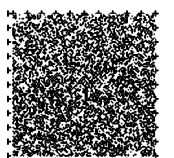


事業名	小中学校での心のバリアフリー教育の推進
担当課	指導室
概要	○各学校における道徳の時間を要とした全教育活動を通じた道徳教育の実施 オリンピック・パラリンピック教育における障害者理解教育の推進 特別支援教育の充実
これまでの取組	各学校道徳教育全体計画に基づく道徳教育の実施 各学校オリンピック・パラリンピック教育全体計画に基づく障害者理解教育の実施 合理的配慮の提供・特別支援学級と通常の学級の交流活動の実施
6年後の目標 (平成35年度)	道徳教育の充実 特別支援教育に関する研修の実施 人権教育の一環としての障害者理解教育の推進

事業名	ヘルプマークの普及啓発
担当課	障害福祉課
概要	○必要な支援や配慮を周囲の方へお願いするためのヘルプマークが掲載されたヘルプカードを作成し配布する。また、ヘルプマークシールを作成し配布することで、ヘルプマークの普及啓発を図る。
これまでの取組	対象者へのヘルプカードの配布はおおむね完了したため、ヘルプマークシールを市内の公共施設や商業施設等に配布し、ヘルプマークの普及啓発を図る。
6年後の目標 (平成35年度)	ヘルプマークの普及啓発を行う。

ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。



事業名	防災意識の啓発
担当課	総合防災安全課
概要	○「自分の命は自分で守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・互助・共助の精神を育て、災害時に地域での助け合いを進め、大規模災害発生時における被害の軽減に努めるため、防災講演会・立川防災館研修会・出前講座の実施及び地域防災訓練への支援などを実施している。 ○また、防災市民組織の育成及び充実を図ることで、市民の防災意識の周知・啓発を行う。
これまでの取組	防災に関する各種講演会・出前講座等の実施や広報活動のほか、防災市民組織に対する防災備蓄品の提供や補助金の交付などによる支援を行ったことで、地域における防災体制づくりの普及促進と防災意識の高揚を図った。
6年後の目標 (平成35年度)	自助・互助・共助による防災対策を進めるため、継続して事業を実施する。

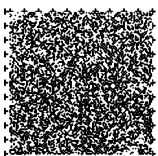
事業名	カラーバリアフリーの推進
担当課	福祉総務課
概要	○色による識別が困難な方への配慮として、カラーバリアフリーの普及・啓発を行う。
これまでの取組	カラーバリアフリーについての職員向け講習会を行った。
6年後の目標 (平成35年度)	市民及び職員向け講習会を開催する。 職員に対し、引き続きカラーバリアフリー対応について周知を行い、市で作成する報告書等にカラーバリアフリー対応を行う。

カラーバリアフリーとは

色覚異常、白内障、緑内障など、色による識別が困難な方にも情報がきちんと伝わるよう、色使いに配慮することです。

例えば色弱者にとっては、ピンクと水色などの淡い色、赤と緑などの濃い色が、同じような色に見えて、識別が付きづらいというようなことがあります。

そのため、カラーで作成するものは、色使いの配慮や、色だけに頼らなくとも分かるような形で違いを表現するなどの工夫が必要となります。



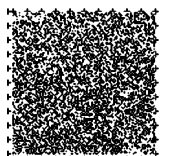
事業名	ユニバーサルデザインの視点でのタウンウォッチングセミナー事業
担当課	人事課
概要	○車いす乗車やアイマスク装着をして市内外出，施設利用をし，その模擬体験を通じて，市内の街並みや公共施設，公共機関の設備等の利便性，安全性，まちづくりのあり方について市民の立場に立って検証するとともに，行政サービスにおける市民の様々な立場への配慮に対する意識の向上を図る。
これまでの取組	職員を対象にした車いす乗車・アイマスク装着等による福祉模擬体験（市内の公共施設等の利用等），ガイド体験等を行うとともに，経験談等の講義を聞き，体験学習及び講義に基づくグループ討議を行う。
6年後の目標 (平成35年度)	車いす乗車・アイマスク装着等による福祉模擬体験（市内の公共施設等の利用等），ガイド体験等を継続実施する。



タウンウォッチングセミナーでのアイマスク体験



タウンウォッチングセミナーでの車いす乗車体験

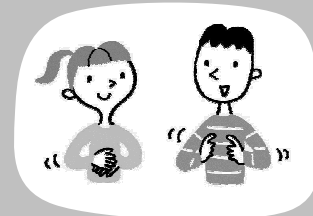


Ⅱ 誰もが情報を受取ることができるまちづくりの推進

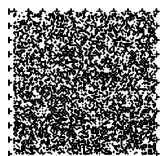
1 障害者・外国人等への情報提供体制の整備

○● 基本方針 ●○

障害者・外国人等が必要な情報を入手できるよう、手話奉仕員、手話通訳者及び要約筆記者の派遣や、音訳・点訳、多言語での情報提供を行います。



事業名	図書館のハンディキャップサービス
担当課	図書館
概要	<p>○図書館を利用するうえでの障害を取り除き、公平な図書館サービスをあらゆる市民が受けられるようにすることを目的とする。</p> <p>○具体的には視覚障害及び文字からの情報を得ることが困難な人には、資料の音訳・点訳サービス等必要とする形への変換、来館が困難な人には宅配サービス、障害のある子どもたちには布の絵本やマルチメディア DAISY の貸出し等を行い、あわせてその業務に携わる協力者（市民）の養成を行う。</p>
これまでの取組	<p>録音図書作成・貸出し・デジタル化、対面朗読、資料の点訳、布の絵本・遊具の作成と貸出し、大活字本の収集・貸出し、来館困難者への宅配と PR 録音図書等の各種目録の作成と配布</p> <p>読書とその周辺情報提供のための「オカリナ通信」発行</p> <p>市全体の業務にかかわる資料提供（市報ちょうふ、ごみリサイクルカレンダー等の点訳や音訳）の実施</p> <p>マルチメディア DAISY の収集と貸出し、作成及び PR</p> <p>ブックシャワー（布の絵本等の清浄用具）の導入</p> <p>音訳者養成講座、点訳者養成講座、布の絵本製作者養成講座の実施</p> <p>図書館ホームページへのアクセシビリティ配慮、図書館発行物について読みやすい字体の採用とマルチメディア DAISY 化の着手</p> <p>【平成 28 年度末 時点】</p> <p>DAISY 図書所蔵タイトル数：2,246 タイトル</p> <p>大活字本所蔵冊数：5,348 冊</p> <p>布の絵本所蔵冊数：352 点</p> <p>マルチメディア DAISY 所蔵タイトル数：213 タイトル</p> <p>ハンディキャップサービス利用者数：299 人</p> <p>資料の収集・作成と利用促進 PR 等についてはおおむね達成できているものの、手話おはなし会の開催や施設のバリアフリー化は今後の課題である。</p>



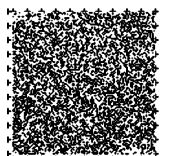
6年後の目標 (平成35年度)	<p>今後も、図書館を利用するうえでの障害を取り除き、公平な図書館サービスをあらゆる市民が受けられるようにするために、従来行ってきたサービスを充実させるとともに、その PR に努め、新たに出現する課題にも取り組んでいく。</p> <p>従来からのサービスの継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 録音図書の作成・貸出し・デジタル化、対面朗読 資料や生活情報の点訳・提供 布の絵本・遊具の作成・貸出し 大活字本の収集・貸出し 来館困難者への宅配 マルチメディア DAISY の収集・貸出し 各種養成講座の開催・協力者の養成 各サービスの PR <p>サービスの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の改修時期等を捉えて、図書館施設のバリアフリー化を目指す 聴覚障害児（者）への手話おはなし会等読書支援 マルチメディア DAISY の更なる普及・促進 図書館の発行物やホームページを更にアクセシブルにする わかりやすい利用案内や表示の作成
--------------------	---

DAISY とは

国際規格 DAISY (Digital Accessible Information System) で作成したデジタル版の録音図書のことです。

マルチメディア DAISY とは

デジタル録音された音声にテキストや画像を同期させたもので、パソコンなどで再生します。音声で読み上げている部分が色で強調されるほか、背景や文字の色、読み上げる速さなどを調整することができ、本をそのままでは読むことができない方などに有効です。



事業名	聴覚障害者等コミュニケーション支援事業
担当課	障害福祉課
概要	○聴覚障害者等の日常生活や団体の会議やセミナー等への出席，開催に対して，手話奉仕員，手話通訳者及び要約筆記者を派遣することにより，聴覚障害者等のコミュニケーション手段の確保を図る。
これまでの取組	事業を計画しており，情報バリアフリーに努めている。 【平成28年度】 手話通訳派遣 544件 要約筆記（手書きノートテイク派遣）5件 全体投影手書き方式派遣 2件
6年後の目標 (平成35年度)	事業継続し，情報のバリアフリーに努める。

事業名	「障害者福祉のしおり」の作成
担当課	障害福祉課
概要	○障害児・者に関する諸制度，利用案内等を冊子にまとめ，窓口で配布する。 音声コード版作成については検討する。
これまでの取組	平成24年度版より音声コード版を作成し，希望があった場合配布している。音声コードの作成は市内作業所に依頼。
6年後の目標 (平成35年度)	引き続き，誰もが見やすいしおりの作成に努める。

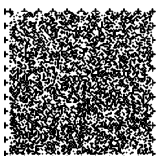
事業名	外国語版生活便利帳の発行
担当課	文化生涯学習課
概要	○在住外国人が日常生活において必要としている基本的情報や，行政として認識しておいていただきたい情報を多言語でまとめた冊子で提供する。
これまでの取組	平成24年7月と平成28年3月に改定した。平成28年3月の改定では，より見やすい冊子とするため，英語版・中国語版・ハングル版の3冊に分冊した。（平成29年度末までは旧文化振興課所管）
6年後の目標 (平成35年度)	引き続き便利帳によるわかりやすい情報提供を行うとともに，外国人ニーズを把握し，便利帳の内容を検討する。

音声コードとは

音声コードは紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコードです。専用の読み上げ装置を使うことで，音声で情報を得ることができます。



このコードのことです。





2 まちなかでの情報提供の充実

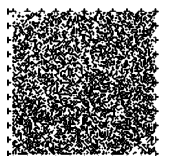
●● 基本方針 ●●

誰もがまちなかをわかりやすく安心して歩けるよう、ユニバーサルデザインに配慮した標識の維持管理や分かりやすい公共サインの設置を進めます。



事業名	観光案内誘導標識の維持管理・設置
担当課	産業振興課
概要	○調布八景をはじめ市内の観光スポットや観光ルートを案内する案内誘導標識の維持管理等を行う。 ○主な内容は、既存の観光案内誘導標識の維持管理や新たな観光案内誘導標識の設置
これまでの取組	劣化等した観光案内誘導標識の更新を行い、誰にでもわかりやすいユニバーサルデザインに配慮した標識の維持管理を行う。 《実績》 修繕 平成27年度 1件 平成28年度 1件 新規 平成28年度 2件
6年後の目標 (平成35年度)	誰にでもわかりやすいユニバーサルデザインに配慮した案内板設置・更新の事業継続。

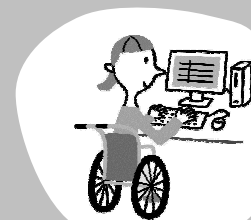
事業名	公共サイン計画の検討・運用
担当課	都市計画課
概要	○ピクトグラムなどを使用し、高齢者や障害者、子ども、外国人など、誰もが容易に認識、理解できる、視認性の良い地図面を作成するとともに、車いすの利用者からも見やすい公共サインを設置する。 ※ピクトグラムとは一目でその表現内容が分かるよう、絵文字による表現をした記号のこと。  
これまでの取組	調布駅、西調布駅、飛田給駅周辺の公共サイン設置（新設・盤面変更）の計画を策定する。
6年後の目標 (平成35年度)	駅前広場整備にあわせて調布駅周辺の公共サインの整備を行うとともに、市内で未整備の京王線各駅【仙川・つつじヶ丘・柴崎・京王多摩川】の整備を順次進める。



3 情報提供内容の充実

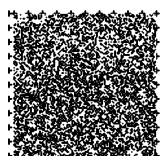
●● 基本方針 ●●

誰もが必要な情報を入手できるよう、市や地域が発信する情報にユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、わかりやすい情報提供を行います。



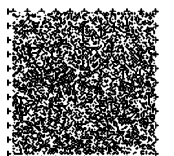
事業名	市ホームページの運用
担当課	広報課
概要	<p>○高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティ^{※1}に配慮した運用を行う。</p> <p>※1 高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等のウェブ環境で提供される情報や機能を支障なく利用できること</p>
これまでの取組	<p>ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格^{※2}適合レベルAに一部準拠した運用を行っている。</p> <p>※2 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス 第3部；ウェブコンテンツ</p>
6年後の目標 (平成35年度)	ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格 適合レベルAAに準拠した運用を行っていく。

事業名	多様なメディアの活用（ツイッターやフェイスブック他）
担当課	広報課
概要	<p>○ツイッターを活用して、災害・防災関連情報やイベント情報等を発信する。</p> <p>○フェイスブックを活用して、市政情報や調布のまちの魅力を発信する。</p>
これまでの取組	ツイッターやフェイスブックなどの多様なメディアにより、災害・防災関連情報、市政情報やまちの魅力を発信している。
6年後の目標 (平成35年度)	継続して、ツイッターやフェイスブックなどの多様なメディアにより、災害・防災関連情報、市政情報やまちの魅力を発信していく。



事業名	市報等の発行
担当課	広報課
概要	<p>○毎月5日・20日に発行する市報を視覚障害者等のために、紙面以外の方法でお届けする。</p> <p>○声の広報：市報の内容を抜粋してカセットテープに音声録音し、希望者に郵送配付する。</p> <p>○市報ちょうふテキストデータのホームページ掲載：パソコンの音声読み上げソフトを活用し、市政情報を入手してもらうため、市報ちょうふのテキストデータを市のホームページに掲載する。</p> <p>○市報ちょうふテキストデータのメール送信：パソコンの音声読み上げソフトを活用し、市政情報を入手してもらうため、希望者に、市報ちょうふのテキストデータをメールで送信する。</p>
これまでの取組	市報の発行による紙面での市政情報の提供に加えて、視覚障害者等のために複数の方法により音声でも市政情報を提供している。
6年後の目標 (平成35年度)	継続して、市報発行による紙面での情報提供に加えて、音声でも市政情報を提供していく。

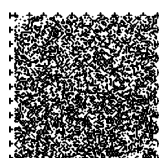
事業名	広報番組の制作
担当課	広報課
概要	<p>○ケーブルテレビやコミュニティFMを活用し、映像や音声で市政情報をお届けする。</p> <p>○テレビ広報ちょうふ（ケーブルテレビ（J：COM））：映像で市政情報をお伝えする。文字情報も活用し、聴覚に障害のある方にもわかるよう工夫する。</p> <p>○調布市ほっとインフォメーション（調布FM（83.8MHz））：音声で市政情報をお伝えする。</p>
これまでの取組	「テレビ広報ちょうふ」や「調布市ほっとインフォメーション」を通じて、映像や音声でも市政情報を提供している。
6年後の目標 (平成35年度)	継続して、映像や音声でも市政情報を提供していく。



事業名	妊娠出産への配慮
担当課	健康推進課
概要	○全ての妊婦を対象に「ゆりかご調布」を実施。専門職が妊婦の面接を行い、妊娠期から子育て期にわたって利用できる母子保健事業や子育てサービスの情報提供を行い、不安の軽減も図る。 ○家族等から支援が受けられない産婦を対象に「産後ケア事業」を実施する。産婦の心身のケアや育児支援により、育児負担を軽減するとともに、育児環境を整える。
これまでの取組	健康推進課と子ども家庭支援センターすこやかで各所、月1回土曜日も「ゆりかご調布」を実施。面接を受けていない妊婦への勧奨を行う。
6年後の目標 (平成35年度)	継続して情報提供を行う。全ての妊婦が安心して出産し、子育て期を過ごせるように事業内容の見直しや充実を行っていく。

事業名	子育てに関する情報提供の充実
担当課	子ども政策課
概要	○子育て支援施策の周知充実のため、子育て支援情報誌の作成・発行を行う。
これまでの取組	「元気に育て！！調布っ子」の発行 妊娠期からの切れ目ない支援の充実に向けた取組の一つとして平成29年度から「子育てガイド～妊娠期から子育て期にわたる支援～」を発行（官民協働事業）
6年後の目標 (平成35年度)	継続して子育て支援情報誌の発行を行う。

事業名	利用者支援事業（基本型）
担当課	子ども政策課
概要	○妊婦や子育て家庭からの相談を受付け、子育て支援サービス等の利用につなげ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。
これまでの取組	「すこやか相談コーナー」や電話等による育児相談の実施 子育て支援サービスの情報収集及び提供 サービス所管部署との利用調整及び必要に応じた利用手続きのサポート 「ゆりかご調布事業」について、平成29年度から新たに土曜日の面接を開始
6年後の目標 (平成35年度)	「すこやか相談コーナー」や電話等による育児相談の実施 子育て支援サービスの情報収集及び提供 サービス所管部署との利用調整及び必要に応じた利用手続きのサポート 「ゆりかご調布事業」等を通じて、切れ目ない支援の充実に向けた取組の実施



事業名	調布市住まいのサポートガイドブックの発行
担当課	住宅課
概要	○各課で実施している住まいの支援策について、一括した案内冊子を作成し、市民に対し効率的に住宅支援策を周知する。
これまでの取組	庁内関係各課や、市内の公共施設に配架するとともに、市のホームページでも公開し、周知に努める。
6年後の目標 (平成35年度)	ガイドブックの発行を継続するとともに、関係各課との連携を強化し、更なる住宅支援策の効率化を図っていく。



調布市住まいのサポートガイドブック

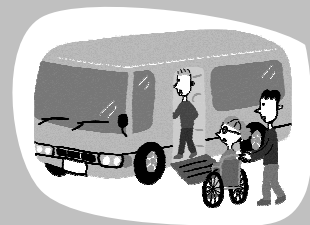


Ⅲ 誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進

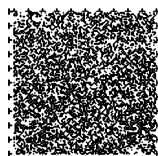
1 移動支援

●● 基本方針 ●●

誰もが円滑に移動し外出ができるよう、各種外出支援や公共交通機関の充実を図ります。

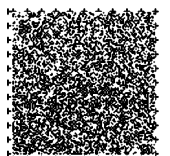


事業名	車いす福祉タクシー
担当課	障害福祉課
概要	○車いす・ストレッチャーのまま利用できるタクシーを市が事業者へ委託し、迎車料金・車いす（ストレッチャー）使用料・介護人（1時間まで）等の料金を無料としたうえで、通常の大形タクシー料金と同額で利用できる。
これまでの取組	<p>【委託事業者】</p> <p>平成28年度は10社の委託事業者で実施（①イーエム無線協同組合、②つくば観光交通(株)、③(有)フジタグリーンシティ、④NPO 法人エクセルシア、⑤(有)金子自動車、⑥(株)歩、⑦(株)シティリファイン、⑧つばさ福祉交通(株)、⑨(有)ニスコ、⑩NPO 法人武蔵野コアラ）</p> <p>【平成28年度実績（利用回数）】</p> <p>障害者：9,667回</p> <p>高齢者：7,337回</p>
6年後の目標 (平成35年度)	車いす・ストレッチャーのまま利用できるタクシーを確保し、その生活圏の拡大を図ることに加え、医療機関等の緊急救急車両の代替としても、車いす福祉タクシーの需要が生じているため、今後も継続する。



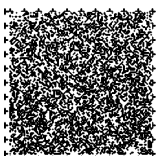
事業名	福祉タクシー事業の推進
担当課	障害福祉課
概要	<p>○電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な心身障害者に対して、タクシー等を利用する場合に利用の便を図るため、その利用料金の一部を助成する。</p> <p>○対象者より申請を受け、障害等級に応じた福祉タクシー券を交付する。</p> <p>○身体障害者手帳1・2級（聴覚障害者を除く）及び愛の手帳1・2度は年2冊（39,000円）。内部障害・下肢・体幹機能障害3級は年1冊（19,500円）</p> <p>○福祉タクシー券は、契約事業者からの請求とともに回収する。また、車いすの利用、常時臥床の状態により、通常の交通機関を利用することが困難な人に対し、車いす福祉タクシーを確保することにより、その生活圏の拡大を図り、もって福祉の増進に寄与する。</p>
これまでの取組	<p>【契約事業者】</p> <p>平成28年度は55社</p> <p>【平成28年度実績】</p> <p>交付者数：2,940人</p>
6年後の目標 (平成35年度)	引き続き、利用者の利便性を向上させるために事業者を選定していく。

事業名	自家用車による外出支援
担当課	障害福祉課
概要	<p>○重度身体障害者が自家用車を取得、運転して外出するために必要な以下の経費を助成し、日常生活の利便と生活圏の拡大を支援する。</p> <p>○①自動車運転教習費の助成（知的障害者を含む）、②自動車改造費の助成、③自動車ガソリン費の助成</p>
これまでの取組	<p>外出をするための経費を助成することにより、障害者の社会参加を促し、福祉の増進につなげることができており、支援を継続する。</p> <p>【平成28年度実績】</p> <p>ガソリン費：28名</p> <p>教習費：2件</p> <p>改造費：9件</p>
6年後の目標 (平成35年度)	障害者の生活圏の拡大、自立した生活を促進するため自家用車による外出支援を継続する。



事業名	移動支援費支給事業
担当課	障害福祉課
概要	○公的機関や医療機関など社会生活上必要な施設への外出や、余暇活動・社会参加促進のため、外出する場合にガイドヘルパーを派遣することで障害者の外出を支援する。
これまでの取組	障害児・者のニーズに対応しながら、支援を継続 平成28年度 利用人数 178人、延べ利用日数 12,782時間
6年後の目標 (平成35年度)	障害児・者が抱える環境や身体状況を考慮し、個々のニーズに対応し、地域社会との積極的な関わりを後押しできるよう、支援の継続を図る。

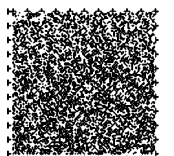
事業名	障害福祉サービスによる外出支援（行動援護、同行援護）
担当課	障害福祉課
概要	○障害者総合支援法に基づくサービスで、ヘルパーが外出等に必要な支援を行う。市で利用相談や支給決定を行う。 ○行動援護：知的障害・精神障害で行動に著しい困難のある人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。 ○同行援護：視覚障害の人の移動時（外出）に、視覚的情報（代筆・代読）の支援や移動の援護、排せつ・食事等の介護を行う。
これまでの取組	該当の全てのサービスにおいて利用者数・時間の増加を達成 【平成28年度実績】 行動援護：利用人数 55人、延べ利用時間 8,953時間 同行援護：利用人数 45人、延べ利用時間 10,445時間
6年後の目標 (平成35年度)	引き続きサービスの周知に努め、支援の継続・拡大を図るとともに、調布市福祉人材育成センターにおける養成研修等により、従事者の育成、確保を図る。



事業名	ミニバスの運行
担当課	交通対策課
概要	<p>○公共交通不便地域の解消と高齢者等の社会参加の促進を図るため、平成12年3月からミニバス西・東・北路線を順次開設した。バス事業者への運行支援として西路線に運行事業補助金を交付している。</p> <p>○引き続き、路線バスを含めた公共交通が利用しやすい環境の整備を推進する。</p>
これまでの取組	ミニバス乗降客数：906,885人（平成28年度実績）シルバーパス利用者：496,434人（平成28年度実績）。平成22年度と比べると、利用者が15万人増えている。
6年後の目標（平成35年度）	引き続き、総合交通計画の基本方針に基づき、効率的な公共交通ネットワークの実現や公共交通利用環境の整備に向けた取組を進める。



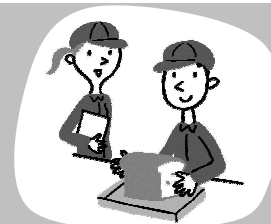
調布市のミニバス



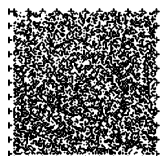
2 社会参加支援

●● 基本方針 ●●

誰もが地域の中でいきいきと生活できるよう、就労支援や日中活動の場の提供等の充実を図ります。

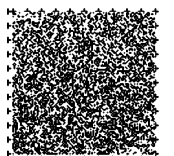


事業名	シルバー人材センターの運営支援																						
担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当																						
概要	<p>○高齢者世代の知恵や技能を生かし、就労等の社会参加や生きがいづくりの場を確保するため、調布市シルバー人材センターの運営を支援する。</p> <p>平成 27 年 10 月より始まった派遣事業や、パソコン教室、レンタサイクル、学習教室、英会話教室など調布市シルバー人材センターの独自事業への支援をすることで高齢者の雇用の促進を図り、活力ある地域社会をつくりだすことに貢献している。</p>																						
これまでの取組	<p>継続的にシルバー人材センターの運営支援を行うことができた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(会員数)</td> <td>1,557 人</td> <td>1,512 人</td> <td>1,500 人</td> </tr> <tr> <td>(受託件数)</td> <td>9,772 件</td> <td>9,772 件</td> <td>9,941 件</td> </tr> <tr> <td>(就業実人数)</td> <td>1,196 人</td> <td>1,198 人</td> <td>1,213 人</td> </tr> <tr> <td>(就業率)</td> <td>76.8%</td> <td>79.2%</td> <td>80.8%</td> </tr> </tbody> </table>				平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	(会員数)	1,557 人	1,512 人	1,500 人	(受託件数)	9,772 件	9,772 件	9,941 件	(就業実人数)	1,196 人	1,198 人	1,213 人	(就業率)	76.8%	79.2%	80.8%
	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度																				
(会員数)	1,557 人	1,512 人	1,500 人																				
(受託件数)	9,772 件	9,772 件	9,941 件																				
(就業実人数)	1,196 人	1,198 人	1,213 人																				
(就業率)	76.8%	79.2%	80.8%																				
6年後の目標 (平成 35 年度)	<p>平成 29 年度から始まっている第五次中期計画に基づき、請負のみならず派遣事業の拡充による多様な雇用形態の実現と、更なる受注拡大に取り組む。その為に継続してシルバー人材センターの運営支援を継続する。</p>																						



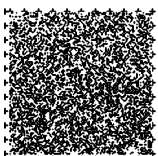
事業名	障害者就労支援事業
担当課	障害福祉課
概要	<p>○障害者が一般就労し、安心して働きつづけることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し障害者の就労の促進を図る。</p> <p>○①障害者地域生活・就労支援センターちょうふだそう（主に身体障害者、知的障害者）、②調布市こころの健康支援センター就労支援室ライズ（主に精神障害者、発達障害者）</p>
これまでの取組	<p>【利用登録者数】</p> <p>平成26年度 200人 平成27年度 235人 平成28年度 256人</p> <p>【延べ支援数】</p> <p>平成26年度 18,780件 平成27年度 19,850件 平成28年度 17,423件</p> <p>利用登録者数は年々増加しており、障害に応じた支援の提供ができています。また、就労後のバックアップ支援を行うことで、安心して同じ職場に長く定着できるよう図っている。</p>
6年後の目標 (平成35年度)	障害者の一般就労及び安心して職場定着を促進するために、支援内容を充実させながら今後も事業を継続していく。

事業名	障害者等雇用事業
担当課	障害福祉課
概要	○市役所等において障害者に対して就業の機会を設け、社会的自立の促進や労働意欲の向上を図ることで、障害者福祉の増進を図る。
これまでの取組	<p>【雇用人数】</p> <p>平成26年度 11人 平成27年度 13人 平成28年度 10人</p> <p>年度によって、人数に変動はあるが市役所等での就労機会の提供はできている。</p>
6年後の目標 (平成35年度)	<p>平成30年4月1日に改正障害者雇用促進法が施行され、精神障害者が企業の雇用義務の範囲に含まれる。</p> <p>そのため、市役所等においても引き続き障害者の就労の場の提供を続けていく。</p>



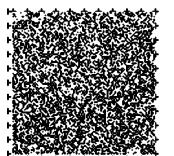
事業名	障害者の雇用の促進
担当課	産業振興課
概要	<p>○市内就労支援施設からの紹介を受入れ，障害者の就労体験事業を実施する市内事業所に対し，奨励金を交付し，障害者雇用の安定と促進を図る。</p> <p>○障害者とは身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けた者，東京都愛の手帳の交付を受けた者，又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたものとする。</p> <p>○国又は東京都等からの助成金を受給している事業主に対しては，助成金を支給しない。</p> <p>※平成23年度に要綱の見直しを図った。</p>
これまでの取組	<p>平成27年度から市内就労支援施設からの紹介を受入れ，障害者の就労体験事業を実施する市内事業所に対し，奨励金を交付し障害者雇用の促進を図る。</p> <p>《実績》</p> <p>平成27年度 1件</p> <p>平成28年度 0件</p>
6年後の目標 (平成35年度)	国や都の支援制度のPRに努めるとともに，市独自の助成制度により，障害者雇用の促進と安定化を図る。

事業名	日中一時支援費支給事業												
担当課	障害福祉課												
概要	○見守り支援を必要とする障害者を一時的に預けた場合に要した費用を支給することで，心身障害者福祉の増進を図る。日中活動の場を提供し，見守り及び社会について適応するための日常的な訓練を行う。												
これまでの取組	<table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>(利用者数)</th> <th>(述べ利用日数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>120人</td> <td>3,886日</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>120人</td> <td>3,792日</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>114人</td> <td>3,622日</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用者のニーズへの対応を図るため，事業所の登録要件を平成28年度より緩和したが，利用実績は伸びていない状況である。</p>		(利用者数)	(述べ利用日数)	平成26年度	120人	3,886日	平成27年度	120人	3,792日	平成28年度	114人	3,622日
	(利用者数)	(述べ利用日数)											
平成26年度	120人	3,886日											
平成27年度	120人	3,792日											
平成28年度	114人	3,622日											
6年後の目標 (平成35年度)	障害児・者の一時預かり等のニーズへの対応として，引き続き事業内容を検討しながら実施していく。												

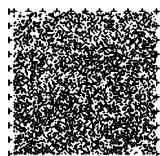


事業名	障害者地域活動支援センター事業
担当課	障害福祉課
概要	○障害者への創作的活動や生産活動の機会の提供、地域との交流促進、障害者への相談や助言、支援を行う。関係機関との連絡調整、ボランティア育成支援、障害者に対する理解促進のための普及活動と啓発活動などを行うことで、障害者等が地域において自立して日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援し、その促進を図る。
これまでの取組	<p>【登録者数】</p> <p>平成 26 年度 738 人 平成 27 年度 806 人 平成 28 年度 855 人</p> <p>利用登録者数は年々増加している。年度によって変動はあるものの、市民ボランティア数や相談件数も増加傾向となっており、障害者が地域において生活を営むことができるような支援をし、その促進のための一翼を担っている。</p>
6年後の目標 (平成35年度)	障害者のニーズを把握し、活動内容等を充実することで、障害者等が地域において自立して日常生活又は社会生活を営むことができるように今後も事業を継続する。

事業名	障害福祉サービス等事業所開設費補助・運営費補助
担当課	障害福祉課
概要	<p>○障害者総合支援法、児童福祉法に基づく通所サービスを行う事業所に対して、新規開設費及び移転費、運営費の一部を補助することにより、障害者の通所の場の充実を図る。</p> <p>① 新規開設及び移転費の補助 ② 施設運営費（賃借料）の補助</p>
これまでの取組	<p>① より利用者のニーズに対応したサービスの拡大及び補助対象事業者への公平性の確保を図るため、平成 28 年度から補助対象事業者の公募による選定を導入した。</p> <p>② 補助対象事業所の増加に対応するとともに、持続可能な制度とするため、平成 28 年度から補助基準の見直しを実施しながら事業継続を図っている。</p>
6年後の目標 (平成35年度)	障害児・者の日中活動の場の充実、拡大を図るために今後も事業を継続するとともに、より利用者ニーズに合致したサービスの拡大及び質の向上に資する制度とするための検討を引き続き進める。

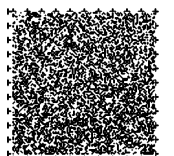


事業名	市立障害児・者施設（通所）の運営
担当課	障害福祉課・子ども発達センター
概要	<p>○障害者総合支援法，児童福祉法に基づく通所サービスを運営し，障害児・者の状況に応じた日中活動場所，社会参加の機会を提供する。</p> <p>① 希望の家（富士見町） ② 希望の家分場（入間町） ③ 知的障害者援護施設そよかぜ（西町） ④ 知的障害者援護施設すまいる（西町） ⑤ 知的障害者援護施設すまいる分室（国領町） ⑥ デイセンターまなびや（西町） ⑦ こころの健康支援センター（布田） ⑧ 総合福祉センター放課後等デイサービス（小島町） ⑨ 調布市子ども発達センター（西町）</p>
これまでの取組	<p>① 希望の家（富士見町） （対象）知的障害者（種別）生活介護（定員）26人</p> <p>② 希望の家分場（入間町） （対象）知的障害者（種別）生活介護（定員）12人</p> <p>③ 知的障害者援護施設そよかぜ（西町） （対象）知的障害者（種別）生活介護（定員）30人</p> <p>④ 知的障害者援護施設すまいる（西町） （対象）知的障害者（種別）生活介護，就労継続支援B型（定員）32人</p> <p>⑤ 知的障害者援護施設すまいる分室（国領町） （対象）知的障害者（種別）就労移行支援（定員）7人</p> <p>⑥ デイセンターまなびや（西町） （対象）重症心身障害者（種別）生活介護（定員）27人</p> <p>⑦ こころの健康支援センター（布田） （対象）精神障害者（種別）自立訓練（生活訓練）（定員）30人</p> <p>⑧ 総合福祉センター放課後等デイサービス（小島町） （対象）障害児（種別）放課後等デイサービス（定員）10人</p> <p>⑨ 調布市子ども発達センター（西町） （対象）障害児（種別）児童発達支援事業（定員）40人</p>
6年後の目標 （平成35年度）	<p>民間事業所の拡大状況も踏まえつつ，重度障害者の受入れ，医療的ケアへの対応など，市立施設に求められる役割，あり方等を検討し，必要に応じて事業内容の一部見直しも視野に入れながら事業継続を図る。</p>



事業名	作業所等経営ネットワーク支援
担当課	障害福祉課
概要	○市内の作業所等が共同して製品販路，受注先開拓，製品受注及び製品開発等に取り組むネットワーク構築やその活動に対して，補助を行う。
これまでの取組	情報誌「わくわ〜く」の発行や市，調布市福祉作業所等連絡会のホームページによりイベントのお知らせや製品等の PR をタイムリーに行っている。調布・多摩・府中3市の福祉事業所による自主製品販売会を毎年実施している。また，官公需だけでなく民間企業からの作業受託も増えている。
6年後の目標 (平成35年度)	民間企業と多様な連携を行い，従来の共同事業や自主製品づくりを充実するとともに，作業所の利用者の勤労意欲の向上を図りながら，工賃水準の引き上げを目指すため，事業を継続する。

事業名	障害者地域自立支援協議会
担当課	障害福祉課
概要	○地域の障害福祉に関する情報，調整，開発，教育，権利擁護，評価機能などのネットワークやシステムづくりの中核的な役割を果たすことを目的として障害者地域自立支援協議会を運営する。個別支援会議から，地域の課題を抽出し，情報を共有し，具体的に協働する。地域の社会資源の開発や新しい施策についての定期的な協議の場としても機能している。
これまでの取組	自立支援協議会全体会 年3回開催 ワーキング（課題検討） 年12回開催（3つのワーキングで各4回ずつ開催） 運営会議 年4回開催（平成28年度） サービスのあり方検討会 年7回開催（平成28年度） 講演会 年1回開催
6年後の目標 (平成35年度)	事業継続し，抽出した地域課題に応じて協議会での検討を重ねる。また，平成29年度より自立支援協議会の中に障害者差別解消支援地域協議会を設置したため，地域における障害者差別を解消するための取組方法を検討しながら，効果的な運営に努める。



3 地域における意識醸成

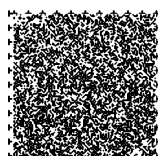
●● 基本方針 ●●

誰もが地域の中でともに活動ができるよう，市民参加に向けた取組や地域で活動する団体への支援等を進めます。

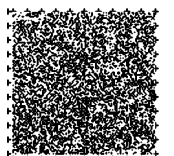


事業名	バリアフリーハンドブックの配布
担当課	障害福祉課
概要	○市民の外出時の利便性向上と地域における障害理解の促進を目的としている。公共施設及び民間施設等のバリアフリー状況の収集及び取りまとめを行い，冊子を作成する。
これまでの取組	バリアフリー推進協議会や障害者地域自立支援協議会の部会において意見聴取を行い，バリアフリーハンドブックを作成する。
6年後の目標 (平成35年度)	作成したハンドブックを配布。 まちの状況の変化などを注視し，必要に応じて更新を検討する。

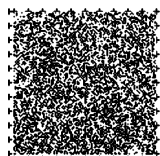
事業名	社会を明るくする運動の推進
担当課	福祉総務課
概要	○法務省の主唱により，全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め，それぞれの立場において力を合わせ，犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動を推進する。
これまでの取組	駅頭でのPR活動，中学生のサッカー教室（狛江市と共催），中学生の意見発表会や作文コンテストなど4事業を実施した。
6年後の目標 (平成35年度)	引き続き，事業を推進し市民への啓発活動に取り組む。 また，平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた取組が求められており，調布市においても，国の動向に注視していく。



事業名	コミュニティづくりの推進
担当課	協働推進課
概要	<p>○地域の皆さんと市が地域の課題や問題とともに考え、協働して魅力あるまちづくりを推進するため、コミュニティ推進協力員や調布市自治会連合協議会と協力しながら、地域活動の実態や地域の課題・現状を把握し、住民に対し地域活動の必要性や地区協議会の理解促進を図る。</p> <p>○また、地域活動の魅力を効果的に伝え、その普及を図るため、地域活動情報紙を発行し、市内全戸配布する。</p>
これまでの取組	<p>コミュニティ推進協力員、地区協議会、調布市自治会連合協議会、市民活動支援センターと連携し、地域活動の魅力、必要性を効果的に広報し、地域活動への参加を促すことができた。また地域課題や人材情報の把握に努めた。</p> <p>地域活動情報紙の発行を通じ、より多くの幅広い市民に地域活動に参加してもらえるよう、わかりやすく魅力的な情報発信を行った。</p>
6年後の目標 (平成35年度)	<p>コミュニティ推進協力員、地区協議会、調布市自治会連合協議会、市民活動支援センターと連携し、地域活動の魅力、必要性を効果的に広報し、地域活動への参加を促していく。</p> <p>地域活動情報紙の発行や「ちょうふ地域コミュニティサイト ちょみっと」の運営を通じ、より多くの幅広い市民に地域活動に参加してもらえるよう、わかりやすく魅力的な情報発信を行う。</p>
事業名	地区協議会の設立と支援
担当課	協働推進課
概要	<p>○地域コミュニティの活性化を図り、誰もが地域活動に参加でき連携を高められる基盤をつくるため、地区協議会の設立・運営支援を行う。</p>
これまでの取組	<p>平成29年3月多摩川小学校区に16番目の地区協議会である多摩川地区協議会が設立された。</p> <p>活動助成金の交付、事業への参加・協力など運営支援を行った。</p> <p>年1回地域交流会を開催した。平成28年度は地域防災勉強会として既存地区協議会と未設地域との交流を図った。平成29年度は地域防犯勉強会として12月に開催。</p> <p>年1回地域活動情報紙を発行、全戸配布し、地域活動の魅力を広く発信した。平成29年度は11月に発行。</p> <p>平成26年度から市民交流事業である「調布まち活フェスタ」を毎年実施している。平成29年度は3月に実施。</p>
6年後の目標 (平成35年度)	<p>既存地区協議会に対して、必要とされる運営支援や情報提供を行い、地区協議会の認知度を高め、多くの市民に参加してもらえるよう、地域活動の魅力や効果を広く発信していく。</p> <p>地域コミュニティの活性化を図り、地域の連帯感を高めるため、地区協議会未設立の地域での設立に向けた取組を支援する。</p>



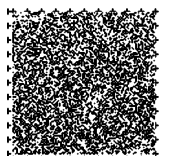
事業名	市民活動支援センターの運営
担当課	協働推進課
概要	<p>○様々な分野の市民活動やボランティア，NPOを含む自主的な社会貢献活動などを総合的に支援するための拠点施設として，市民活動支援センターを設置している。</p> <p>○市民活動の中間支援として，情報の収集・提供，各種相談，啓発・交流事業等を実施し，活動と人を結びつけ，市民活動の活性化を図るほか，各種団体と行政との協働の仕組みづくりを進める。</p>
これまでの取組	<p>市民活動の中間支援組織として，情報の収集・提供，各種相談，啓発事業，交流事業等を実施し，障害者の市民活動や障害者支援の活動なども含め，幅広い分野の市民活動の活性化を図るとともに，行政とNPO等との協働の仕組みづくりを進めた。</p> <p>平成26年度，平成27年度に利用者ニーズ調査を実施し，調査結果をセンター機能改善につなげた。</p>
6年後の目標 (平成35年度)	<p>障害者の市民活動や障害者支援の活動なども含め，幅広い分野の市民活動の活性化に向け，現在の業務委託契約が終了する平成30年度以降のセンター機能の検討と併せて，既存事業の整理・拡充や，行政とNPO等との協働の仕組みづくりを進める。</p>
事業名	地域福祉活動団体への支援
担当課	福祉総務課
概要	<p>○地域で独自に高齢者福祉，障害者福祉，児童福祉等に関する活動を行う民間の非営利団体の新たな取組や新規活動団体の立ち上げに対する助成事業である。</p> <p>○1団体につき，1年度当たり50万円を上限として助成金を交付。3年を限度とする。ただし，1年度に限り100万円を限度として助成金を交付することができる。</p>
これまでの取組	<p>公開プレゼンテーションや活動報告会を実施し，助成対象団体の課題や現状の把握ができた。活動報告会終了後に交流会を開催し，支援団体間で活発な情報交換が行われた。</p> <p>また，平成26年度から平成28年度については，過去の助成団体で現在も活動を継続，発展されているゲストスピーカーとしてお呼びし，活動実績や団体運営について情報共有を行った。</p>
6年後の目標 (平成35年度)	<p>引き続き，事業を実施し，高齢者福祉，障害者福祉，児童福祉等に関する活動を行う様々な団体に広く周知を図り，助成金の応募団体数の増加に努めるとともに，それらの団体が行う新たな取組等の支援を引き続き行うことを通じて，市民と行政の協同による地域福祉活動の推進に取り組む。</p>



事業名	ボランティアコーナーの運営支援
担当課	福祉総務課
概要	○市民の地域活動への自発的な参加を推進・支援するため、ボランティアセンターの運営やボランティア活動推進事業を実施している社会福祉協議会に補助を行う。
これまでの取組	ボランティアコーディネーターと地域福祉コーディネーターが連携し、地域のニーズや課題の発見・掘り起こしを行った。また、住民主体で行うボランティア活動の支援を行った。
6年後の目標 (平成35年度)	引き続き、ボランティアコーディネーターと地域福祉コーディネーターが連携して、地域のニーズや課題の発見などに取り組み、地域福祉の向上に努める。

事業名	老人クラブの育成
担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当
概要	○市内で活動する老人クラブに対し補助金を交付することにより、高齢者の社会奉仕活動や健康の増進、生きがいつくりを進め、高齢期の生活を豊かなものにするとともに、いきいきとした高齢社会の実現を図る。
これまでの取組	36の老人クラブに対し補助金を交付している。
6年後の目標 (平成35年度)	引き続き、市内の老人クラブへの補助金交付を適正に実施していく。 また、老人クラブ数とその会員数が減少傾向にあるため、老人クラブの活性化を図る。

事業名	シニア世代の学習活動及びまちづくりへの参加の促進
担当課	文化生涯学習課
概要	○シニア世代の豊かな知識や経験を生かし、地域で活躍してもらえるよう、地域デビュー歓迎会を実施し、各種活動への参加のきっかけづくりを行うとともに、サークル体験事業や体験事業参加団体による体験発表会を行う。
これまでの取組	生涯学習サークル体験事業を随時開催し、年度末に生涯学習サークル体験発表会を開催する。また、相談サロン及びバスツアー、男の料理教室、ボランティア講座等の分科会を開催し、年度末に全体会として地域デビュー歓迎会を開催する。(平成29年度末までは旧生涯学習交流推進課所管)
6年後の目標 (平成35年度)	より良いきっかけづくりとなる実施方法を検討しながら、引き続き事業を実施する。また、ホームページ等での積極的な情報提供を行い、市民への認知度を高めていく。



IV 住まい・施設等のまちづくりの推進

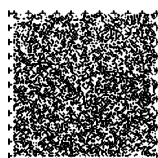
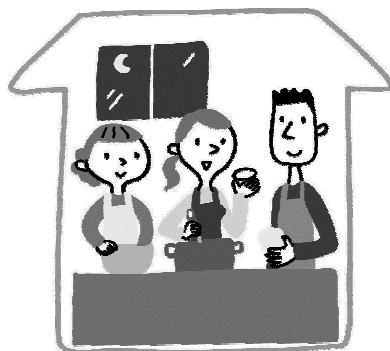
1 住まいの支援

〇〇 基本方針 〇〇

誰もが安全で安心して生活ができるよう、住まいの確保を図るとともに、耐震化やバリアフリー化等による住環境の向上に努めます。



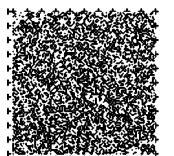
事業名	シルバーピア管理運営事業
担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当
概要	<p>〇ひとりぐらし高齢者や高齢者のみ世帯が、地域社会の中で生活を続けられるよう、住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者向けに配慮した集合住宅にワーデン（管理人）を配置し、高齢者の居住の安定と福祉の増進を図る。</p> <p>〇民間アパートを借り上げたシルバーピア：①シルバーピア深大寺（単身用10戸）、②シルバーピア柴崎（単身用18戸）、③シルバーピアせせらぎ（単身用13戸）</p> <p>〇都営住宅のシルバーピア：①シルバーピア調布染地（単身用10戸・世帯用5戸）、②シルバーピア国領（単身用12戸・世帯用4戸）</p>
これまでの取組	シルバーピアたまがわの廃止に伴い、シルバーピアせせらぎが新設され、引き続き全5箇所でのシルバーピアの管理運営を行っている。
6年後の目標 (平成35年度)	必要に応じて見直しを図りながら、シルバーピアの管理運営を行う。



事業名	市立障害者グループホームの運営
担当課	障害福祉課
概要	○障害者総合支援法に基づくグループホームを運営し、知的障害者の地域生活の場所を確保する。 ① 知的障害者グループホームすてっぴ（国領町）※体験型 ② 知的障害者グループホームじょい（富士見町）
これまでの取組	① 知的障害者グループホームすてっぴ（国領町） （対象）知的障害者（種別）共同生活援助（定員）5人 ② 知的障害者グループホームじょい（富士見町） （対象）知的障害者（種別）共同生活援助（定員）5人
6年後の目標 （平成35年度）	民間事業所の拡大状況も踏まえつつ、グループホームの体験機会の提供、重度障害者の受入れなど、市立施設に求められる役割、あり方等を検討しながら事業継続を図ります。

事業名	障害者グループホーム開設・運営費補助
担当課	障害福祉課
概要	○障害者グループホームの充実を図るため、民間事業所に対して以下の補助を行う。 ○開設費補助：新たに知的障害者・精神障害者を対象としたグループホームを建設、増設する事業所に対し、開設費等を補助する。 ○運営費補助：グループホームを運営する事業所に対して、都営に準じた額の運営費を助成し、安定的な運営の確保を図る。
これまでの取組	平成23年度～平成28年度までの間で、補助金を活用して5箇所、障害者グループホームを開設することができた。（全て知的障害者対象）（重症心身障害者グループホームは除く）
6年後の目標 （平成35年度）	引き続き、障害者の地域生活の場の充実、拡大を図るために今後も事業を継続する。

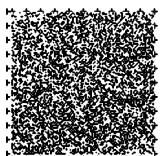
事業名	知的障害者グループホーム家賃助成事業
担当課	障害福祉課
概要	○知的障害者グループホームに入居する者に対し、入居に係る家賃の一部を助成することにより、その負担の軽減を図る。
これまでの取組	家賃助成利用者数の増加を達成 知的及び精神障害者グループホーム家賃助成対象延べ人数 平成23年度：537人 →平成28年：672人
6年後の目標 （平成35年度）	障害者の地域移行としてのグループホーム利用が進むよう、家賃助成事業の周知を事業所・利用者の双方に行い、今後も事業の拡充に取り組んでいく。



事業名	市立障害者施設（入所）の運営
担当課	障害福祉課
概要	○在宅生活が困難で日中及び夜間に介護が必要な重度の知的障害者の入所支援を行う。 知的障害者援護施設なごみ（西町）：定員 60 人
これまでの取組	知的障害者援護施設なごみ （対象）知的障害者 （種別）施設入所視点，生活介護 （定員）60 人
6年後の目標 （平成35年度）	事業を継続しながら，利用者の高齢化，重度化等に対応した支援体制の充実を図る。

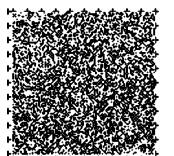
事業名	住宅改修費の支給（日常生活用具費支給事業）
担当課	障害福祉課
概要	○重度身体障害者が，障害に応じて住宅を改修する必要がある場合に，その費用を支給することにより，日常生活の利便性の向上を図る。
これまでの取組	重度身体障害者が障害に応じて必要となる住宅改修（玄関の段差解消機の設置工事や工事を伴うリフト設置など）について，その費用を支給することによって，日常生活の利便性を図り安心した生活が送れるよう事業を実施。
6年後の目標 （平成35年度）	重度身体障害者が地域で安心して生活できるよう，必要な住宅改修について改修費の支給を継続する。

事業名	バリアフリー適応住宅改修補助制度
担当課	住宅課
概要	○バリアフリー化を目的とした個人住宅等の改修工事を実施する場合に，費用の一部を補助するものである。 ○助成内容：補助対象工事費の 50%に相当する額を補助，上限額は 10 万円
これまでの取組	平成 29 年 7 月から，補助割合を補助対象工事費の 10%から 50%に引き上げたことにより，少額のバリアフリー化に係る工事でも本補助金を利用しやすくした結果，本補助金の申請件数が平成 28 年度を上回る見込みとなっている。また，市報やホームページ等を通じ，普及啓発を行うことで，バリアフリー化の促進を進めた。
6年後の目標 （平成35年度）	引き続き，市報やホームページ等により普及啓発を行っていく。また，申請内容における工事内容や工事規模などを把握し，市民の需要にあった補助内容となるよう適宜見直しなど行っていく。



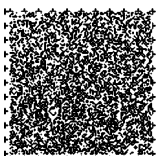
事業名	住宅設備改修等給付事業
担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当
概要	<p>○市内に居住する日常生活上何らかの援助が必要な高齢者に対し、当該高齢者の住宅の改修に要する費用を給付することにより、日常生活の利便を図る。</p> <p>○予防給付対象者：手すりの取付け，床段差の解消等は，介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定に該当しない旨の通知を受けた方で，何らかの援助が必要な方</p> <p>○設備改修給付対象者：①浴槽の取替え又は②流し及び洗面台の取替え又は，何らかの援助が必要な方，③便器の洋式化は，介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた方，又はこれに該当しない旨の通知を受けた方</p>
これまでの取組	改修の申し出に対し，各地域包括支援センターによる現地調査を行うなど，個々に実施の必要性について精査を図り，適正な給付を行った。
6年後の目標 (平成35年度)	介護保険制度を補完し，高齢者の在宅支援を行う事業であることから，介護保険制度改正時など，適宜他市等の状況も参考にしながら必要な見直しを図り，引き続き適切な事業運営を行う。

事業名	市営住宅維持管理事務
担当課	住宅課
概要	○公営住宅法に基づき整備された市内7団地（八雲台，深大寺，富士見第1，山野，富士見第2，下石原，調中前）の適正な維持管理を行っている（管理戸数249戸）。
これまでの取組	平成25年度に長寿命化計画を策定し，長期に渡り適切な維持管理ができるよう取り組んでいる。また，修繕などは，調布市市民サービス公社へ委託し，迅速かつ効率的な維持管理を実施できた。
6年後の目標 (平成35年度)	平成28年度に改訂された「公営住宅等長寿命化計画策定の指針（改訂版）」に準拠し，平成31年度に計画の見直しを行う予定であり，引き続き市営住宅の，適切な維持管理に取り組んでいく。



事業名	高齢者住宅維持管理事務
担当課	住宅課
概要	<p>○民間住宅を借上げて運用している高齢者住宅3団地の適切な維持管理を行う。</p> <p>○主な業務内容は、①入居登録者の審査及び入居手続き、②使用料の決定及び徴収、③退去に伴う住宅検査、④市が負担する設備の保守点検及び修繕、⑤退去後の住宅リフォーム、⑥賃借料の支払等</p>
これまでの取組	<p>居住者の居住の安心につながるように、高齢者支援室と連携し居住者の管理を実施した。また、居住者の退去の際には、迅速に調布市市民サービス公社へリフォームを依頼し、次の居住者が迅速かつ効率的に入居できるよう努めた。</p>
6年後の目標 (平成35年度)	<p>老朽化しているシルバーピア深大寺及びシルバーピア柴崎が契約満了を迎えることから、その後の高齢者住宅の在り方を検討していく。また、シルバーピアせせらぎに関しては、居住者が安心して住まうことができるように、適切な維持管理に努めていく。</p>

事業名	住宅確保要配慮者への入居支援
担当課	住宅課
概要	<p>○住まいぬくもり相談室を開設し、民間賃貸住宅への入居の支援を行う。また、市内の民間賃貸住宅への入居において、民間保証会社を利用する際の費用及び市内不動産事業者を利用する際の仲介手数料を助成する。</p>
これまでの取組	<p>住まいぬくもり相談室に関しては、一定の需要があり、実績も伸びてきている。一方、入居支援制度については、利用数が少ないためチラシを作成し配架する等している。</p>
6年後の目標 (平成35年度)	<p>住まいぬくもり相談室の継続実施と、入居支援制度を周知し、住宅確保要配慮者が潤滑に民間賃貸住宅に入居できる環境を、整備していく。</p>



2 ユニバーサルデザインの施設の推進

〇〇 基本方針 〇〇

福祉のまちづくり条例に基づいた道路や公園の整備を図るとともに、まち全体の一体的かつ面的な整備により、ユニバーサルデザインによる総合的なまちづくりを推進します。



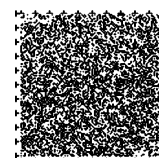
事業名	交通バリアフリーの推進
担当課	交通対策課
概要	〇移動や施設利用の利便性、安全性の向上を目的とした「調布市バリアフリー基本構想」に基づき、公共交通、道路、交通安全等に関する各種バリアフリー事業を推進する。
これまでの取組	平成 23 年度に「調布市バリアフリー基本構想」を策定し、平成 24 年度に「調布市バリアフリー特定事業計画」をとりまとめた。毎年調布市バリアフリー推進協議会を開催し、特定事業等の進行管理を行うとともに、特定事業者からの情報提供を行っている。また、必要に応じてまちあるき等によるバリアフリー現地点検を行い、バリアフリーの推進に努めた。
6年後の目標 (平成35年度)	現バリアフリー基本構想及びバリアフリー特定事業計画が平成 32 年度で目標年次を迎えるため、特定事業を着実に実施していくとともに、国のバリアフリー基本計画改正の動向に注視しながら、現バリアフリー基本構想の見直し・改定も見据えていく。



調布市バリアフリー推進協議会でのまちあるきの様子



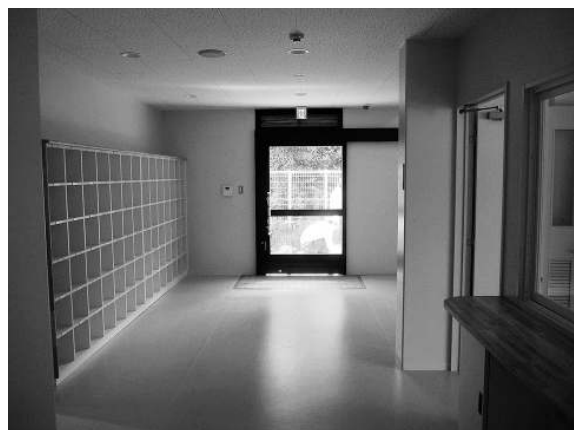
調布市バリアフリー推進協議会でのワークショップの様子



事業名	公共建築物の整備
担当課	行政経営部 公共施設マネジメント担当
概要	○公共建築物については、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、誰もが使いやすい公共建築物としての機能向上を図るため、老朽化や耐震化の工事にあわせて、必要に応じて整備を行う。
これまでの取組	平成24年度～平成28年度 営繕課設計 337件 委託設計 97件 工事監理 23件
6年後の目標 (平成35年度)	「公共施設等総合管理計画」及び「公共建築物維持保全計画」に基づき、計画的な維持保全を進める中で、必要に応じてユニバーサルデザインの考え方を踏まえた誰もが使いやすい公共建築物としての機能向上を図る。 なお、「公共建築物維持保全計画」については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、今後策定する「(仮称)公共施設マネジメント計画」に統合を予定。



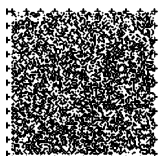
はなばたけ学童クラブ外観



はなばたけ学童クラブ玄関



はなばたけ学童クラブトイレ



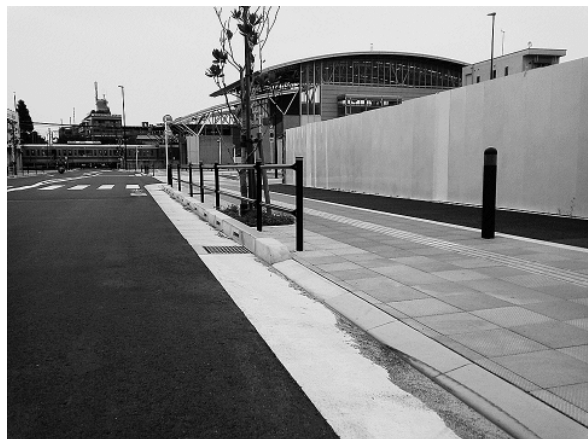
事業名	人と環境にやさしい道路の整備
担当課	道路管理課
概要	○歩道の段差解消（バリアフリー化）や透水性舗装，車道の低騒音・排水性舗装を行い，主要市道を中心に人と環境にやさしい道づくりを推進する。
これまでの取組	人と環境にやさしい道づくりを推進するため，歩道の段差解消（バリアフリー化）や透水性舗装，車道の低騒音・排水性舗装について，主要市道を中心に整備を進める。
6年後の目標 (平成35年度)	人と環境にやさしい道づくりを推進するため，歩道の段差解消（バリアフリー化）や透水性舗装，車道の低騒音・排水性舗装について，主要市道を中心に整備を進める。



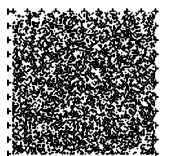
歩道の段差解消
(調布駅北側)



車両乗入れ部の段差解消前のイメージ
(飛田給駅北側)



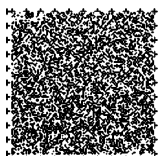
車両乗入れ部の段差解消後のイメージ
(飛田給駅南側)



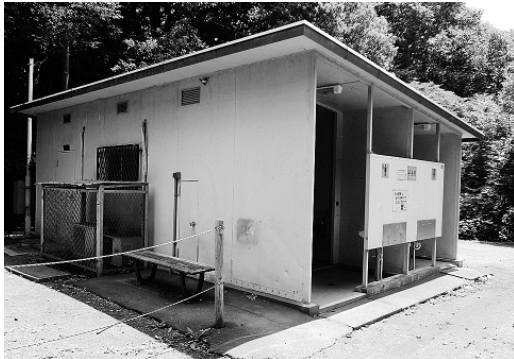
事業名	都市計画道路の整備
担当課	街づくり事業課
概要	<p>○都市計画道路は、交通の円滑化による都市機能の確保、避難経路の整備による防災機能の向上、良好な都市空間の創出など、市民生活を支える重要な都市基盤である。</p> <p>○市では、平成 37 年度までに優先的に整備すべき路線等を定めた「東京における都市計画道路の整備方針～第四次事業化計画～」(平成 28 年 3 月策定)に基づき、計画的・効率的に都市計画道路の整備を推進する。</p>
これまでの取組	<p>「多摩地域における都市計画道路の整備方針～第三次事業化計画～」に基づき平成 27 年度まで整備を進めており、引き続き、平成 28 年度より「東京における都市計画道路の整備方針～第四次事業化計画～」に基づき整備を進めている。</p> <p>道路整備が完了した路線については、歩道のセミフラット化等を実施した。また、無電柱化により、円滑な歩行空間を確保し、利用者の安全性向上に寄与した。</p> <p>都市計画道路の供用済み延長：29,870m 都市計画道路の事業中延長：5,555m 都市計画道路の整備率：約 52%</p> <p>※歩道のセミフラット化とは、従来は、車道面よりおおむね 15 cm 高い所に歩道面がありましたが、この 15 cm の段差を 5 cm 程度にした形状。車庫等の車両の横断部を歩道に設けても、歩道の平坦性を損なわないようになる形状にすること。</p>
6年後の目標 (平成 35 年度)	<p>道路に求められる様々な機能が効率的、効果的に発現できるよう、地域の特性に配慮しながら事業化に向けた検討を行うとともに、調布市基本計画に位置付けた年度別計画と整合を図り、現在、事業中の路線の進捗状況や財政状況、まちづくりの機運の高まりなどを勘案しながら順次事業を進める。</p> <p>道路整備に合わせて無電柱化を図ることにより、円滑な歩行空間を確保することで、利用者の安全性向上を図る。</p>



セミフラット化した歩道



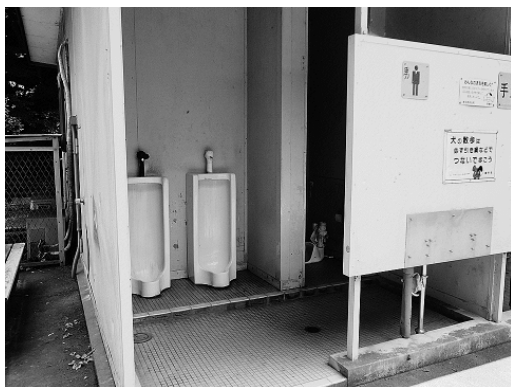
事業名	公園・緑地等の整備	
担当課	緑と公園課	
概要	○調布市都市公園の移動等円滑化の基準に関する条例に基づき、新設の公園緑地整備や既存公園の大規模改修にあわせ、公園施設のバリアフリー対応を図る。	
これまでの取組	<p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布台タブノキ公園 ・若葉町2丁目第2緑地 <p>平成25年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぬの多公園内トイレ <p>平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・布田南ふれあい公園 <p>平成28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深大寺自然広場内トイレ <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑ヶ丘2丁目公園 	 <p>布田南ふれあい公園</p>
6年後の目標 (平成35年度)	引き続き、調布市都市公園の移動等円滑化の基準に関する条例に基づき、公園内施設についてバリアフリーの対応を行う。	



深大寺自然広場内トイレ外観（改修前）



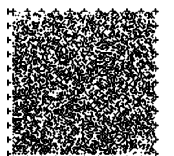
深大寺自然広場内トイレ外観（改修後）



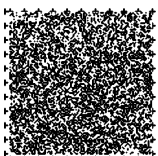
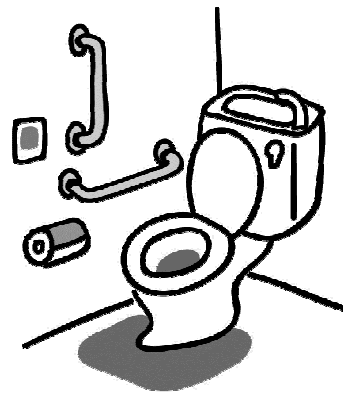
深大寺自然広場内トイレ（改修前）



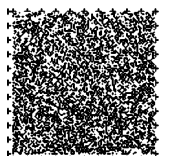
深大寺自然広場内トイレ（改修後）




事業名	市営公衆便所の維持管理
担当課	環境政策課
概要	<p>○公衆の利便に供し、環境衛生の維持及び向上に資するため、次に掲げる6箇所の公衆便所の清掃、修繕、用品の補充を行う。</p> <p>○①多摩川さくら緑地公衆便所（平成16年度）、②つつじヶ丘駅北公衆便所（昭和57年度）、③京王多摩川駅南公衆便所（昭和60年度）、④深大寺前公衆便所（平成11年度）、⑤飛田給駅北公衆便所（平成13年度）、⑥布多天神南公衆便所（平成16年度）。</p> <p>※（ ）内は供用開始年度。</p>
これまでの取組	6箇所の公衆便所の、日常清掃・修繕など適切な維持管理に努めてきた。
6年後の目標 (平成35年度)	<p>調布駅公衆便所は、駅前広場の整備工事の中で検討する。</p> <p>つつじヶ丘駅北公衆便所、深大寺前公衆便所、飛田給駅北公衆便所の3箇所は、平成30年度にユニバーサルデザインを取り入れた改修工事を予定している。その他3箇所の公衆便所は、引き続き適切な維持管理を行う。</p>

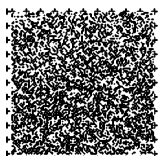


事業名	駅前広場の整備（調布・布田・国領駅）
担当課	街づくり事業課
概要	<p>○京王線連続立体交差事業により、これまで鉄道で分断されていた市街地が一体化することから、交通結節機能の強化と広くて歩きやすい歩道への改良など、歩行者の回遊性に配慮した、活気とにぎわい、うるおいとやすらぎのある駅周辺の都市空間を創出する。</p> <p>○駅周辺の市街地再開発事業、土地区画整理事業、鉄道敷地の利用の検討等、関連する各種事業とともに、京王線連続立体交差事業の進捗にあわせ、駅前広場の整備を推進する。</p>
これまでの取組	<p>（布田駅前広場） 平成26年度末 交通開放 平成29年度 上屋設置完了</p> <p>（国領駅前広場） 平成27年度末 交通開放 平成29年度 上屋設置完了予定 ⇒布田・国領駅広場については、平成29年度をもって上屋が設置され整備完了となる見込みであり、交通結節点としての機能を向上させるとともに、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある駅前広場を整備した。</p> <p>（調布駅前広場） 平成26年度 事業認可取得用地取得（約472㎡） 平成27年度 用地取得（約566㎡） 平成28年度 北側ロータリー築造工事 平成29年度 北側ロータリー築造及び電線共同溝工事（予定） ⇒全体整備完了に向け、引き続き利用者の利便性・安全に配慮しながら工事を進める。</p>
6年後の目標 （平成35年度）	<p>調布駅・布田駅・国領駅の駅前広場について整備完了を目指して関係機関と協議調整を行いながら、設計と工事を進める。</p> <p>また、当該地区は、調布市バリアフリー基本構想の中で重点整備地区に位置付けられており、バリアフリー化された歩行空間を確保することで、中心市街地の歩行空間のつながりを広げる。</p>



事業名	商店街活性化の推進
担当課	産業振興課
概要	<p>○商店会が以下の事業を実施するに当たり、事業費の一部を補助することで、商店街の振興及び地域経済の活性化に寄与する。</p> <p>○対象事業（ユニバーサルデザインに基づく施設の整備）：①多機能トイレの設置，②障害者・高齢者のサイン表示，案内設備の設置・改修，③授乳及びおむつ替え等のスペース・設備の設置</p> <p>○補助率：東京都は補助対象経費の4/5（実施商店街に直接交付）。市は、上記の確定金額の1/10を上乗せ補助。</p>
これまでの取組	<p>商店会所有の街路灯のランプをLEDランプに交換し、地球温暖化対策（CO₂削減）の促進と歩行者の安全な誘導を図る。</p> <p>平成24年度 2件（天神通り商店会，西調布南口商店会）</p> <p>平成25年度 1件（天神通り商店会）</p> <p>平成26年度 0件</p> <p>平成27年度 4件（若仙会，調布百店街，富士見街商店会，上の原商店会）</p> <p>平成28年度 0件</p>
6年後の目標 (平成35年度)	東京都の施策と連動した支援策を展開する。

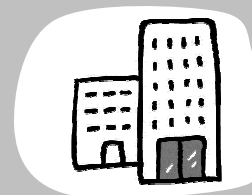
事業名	福祉のまちづくり条例届出事務
担当課	建築指導課
概要	<p>新設・改修等を行う届出対象建築物の所有者等に、福祉のまちづくり条例整備基準に沿って、障害者等誰もが円滑に利用できるよう指導・助言を行う。</p> <p>※調布市福祉のまちづくり整備基準適合証</p> <div style="text-align: right;">  </div>
これまでの取組	事業概要に沿って、取り組む。
6年後の目標 (平成35年度)	事業概要に沿って、取り組む。



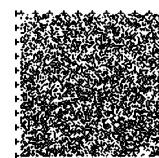
3 施設等の安全対策の充実

〇● 基本方針 ●〇

誰もが安心した生活を営むことができるよう、下水道や橋等の各種施設等の安全対策を充実します。

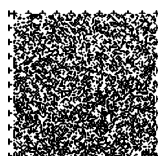


事業名	下水道施設の地震対策の推進
担当課	下水道課
概要	<p>○大規模地震が発生した場合、下水道の管路とマンホールの接続部分が損傷し、下水道の機能が失われるおそれがあるため、接続部分が伸びたり縮んだり曲がったりできる構造にする（可とう化）耐震化工事を計画的に推進する。</p> <p>○埋設が浅く、被害を受けやすい小口径の管路から着手し、震災時に災害対策本部が設置される市庁舎周辺、救急病院の周辺、避難所の周辺から優先的に取り組む。</p> <p>○平成 30 年度末までに小口径管路 319 箇所のマンホールの耐震化を完了し、以降、中口径、大口径の管路の耐震化を推進する。</p>
これまでの取組	<p>調布市下水道総合地震対策計画に基づき、市庁舎周辺、救急病院周辺、避難所周辺の小口径（700mm以下）管路に接続するマンホール（累計）278 箇所（管路延長約 8.7 km）の耐震化工事が完了した。</p> <p>耐震化した管路延長：約 8.7 km 耐震化したマンホール数：278 個 市全体の管路：約 550 km 市全体のマンホール数：約 22,000 個 （累計）耐震化済の管路／耐震化すべき管路 100% （累計）耐震化済のマンホール数／耐震化すべきマンホール数 100%</p>
6年後の目標 (平成35年度)	<p>地震対策に加え、劣化・老朽化した管路等の対策も含んだストックマネジメント計画をまとめ、施設全体の状況をより詳細に把握しながら、優先的な対策に取り組む。</p>



事業名	橋りょうの耐震改修
担当課	道路管理課
概要	○調布市では、71 橋（河川橋・跨道橋・跨線橋・横断歩道橋）の橋を管理しており、その大半が、昭和 40 年代に設置され、老朽化が進んでいる。近年の日本各地における大災害の発生を踏まえ、橋りょうの安全確保と維持保全を目的に、平成 23 年度に策定した調布市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、負担の平準化と補助金の活用を図りながら、計画的な補修等を行う。
これまでの取組	耐震補強・補修工事 平成 28 年度末 市内の橋りょう数：71 橋 耐震補強が必要な橋 49 橋 うち 40 橋の耐震補強等が完了
6年後の目標 (平成35年度)	調布市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、計画的な補修等を行う。

事業名	公共施設のシックハウス対策
担当課	環境政策課
概要	○室内化学物質の放散に関する対策、化学物質の使用に関する方針を検討し、化学物質による健康被害の発生を防止する。 ○市が設置、管理する公共施設における室内化学物質の放散に関する対策、化学物質の使用に関する方針等を規定したシックハウスマニュアルの周知徹底と運用 ○有識者によるチェックと助言 ○公共施設等の新設、改修工事に伴う測定及び測定結果の公表 ○職員の意識の向上を図るための定期的な研修
これまでの取組	調布市公共施設等シックハウスマニュアルに沿った運用の徹底を図ることができた。現在のところ、厚生労働省からの新たな基準は出されていないが、変更が生じた場合は適宜対応していく。
6年後の目標 (平成35年度)	今後も、調布市公共施設等シックハウスマニュアルの運用及び周知の徹底を図っていく。



V 安全・安心に過ごせるまちづくりの推進

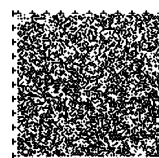
1 災害時の防災対策の推進

〇● 基本方針 ●〇

誰もが地震や台風などの自然災害が起きた際も確実に避難できるよう、耐震化等の減災対策を進めるとともに、地域が一体となった防災力の向上を図ります。

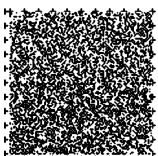


事業名	地域防災計画
担当課	総合防災安全課
概要	<p>○地域防災計画の見直し及び関係機関との連携強化を図るための機関である防災会議の事務局としての事務を行う。</p> <p>○事務内容は①会議日程の調整、②議案の調整、③会議資料作成、④会議進行、⑤東京都との連絡調整など</p> <p>○計画の検討組織である調布市地域防災計画検討委員会の運営を行う。</p> <p>○地域防災計画に基づく各種訓練等の企画・運営を行う。</p>
これまでの取組	<p>平成 24 年度、被害想定の見直し等を反映させたいえ、計画の素案を作成し、平成 25 年度には、パブリック・コメント等を経て平成 25 年9月に計画修正を行った。</p> <p>平成 26 年度は、平成 25 年6月の災害対策基本法の一部改正をはじめとした関係法令の改正等を反映させるため、パブリック・コメント等を経たいえ、平成 27 年3月に計画修正を行った。また、平成 29 年度は水防法の改正及び最近の施策等を踏まえて軽微な修正を行った。</p>
6年後の目標 (平成35年度)	<p>国の防災基本計画、東京都地域防災計画の修正、首都直下地震等による東京の被害想定の見直し及び調布市における状況変化を踏まえ、調布市地域防災計画を見直し、所要の修正を行う。</p>



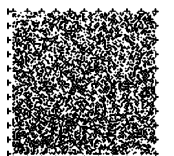
事業名	障害者火災安全・緊急通報システム事業
担当課	障害福祉課
概要	○家庭内で病気や事故等の緊急事態が起きたときや火災が起こってしまった場合に、民間の緊急通報システムの支給及び火災に対応できる体制を整えることで速やかに不測の事態に備え、障害者の火災や緊急時における安全を確保する。
これまでの取組	民間方式の緊急通報システムを利用し速やかな援助が図れ、大きな問題なく運営ができています。
6年後の目標 (平成35年度)	ひとりぐらし等の在宅の重度障害者が家庭内で病気、事故など緊急事態に陥った場合や、火災が発生した場合に早急な支援ができるよう民間の緊急通報システムを軸に運営していく。

事業名	災害情報システムの維持管理・充実
担当課	総合防災安全課
概要	○災害時に備え、市からの情報伝達手段である防災行政無線の整備と維持管理を行う。 ○固定系 115 局，移動系 115 局，戸別受信機 135 機。毎年度2回保守点検を実施する（1回目：精密点検，2回目：動作点検）。 ○総合機能の向上のため，防災行政無線のデジタル方式多チャンネル化のため，MCA無線を導入している。現在使用している移動系無線についても導入を行う予定である。なお，国からは無線システム全般のデジタル化を求められている。 ○市民にいち早く気象警報等の防災情報を届け，減災を図るため，平成 23 年度から市民向け防災メールシステムを導入している。
これまでの取組	平成 28 年度に防災行政無線移動系デジタル化整備に向けて調査・設計を実施した。
6年後の目標 (平成35年度)	防災無線移動系及び固定系のデジタル化整備を進める。



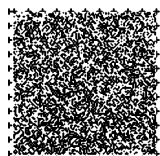
事業名	防災備蓄品の確保・充実
担当課	総合防災安全課
概要	<p>○物資の輸送が可能になるために必要と考えられる3日の間、避難所運営などの応急対策を行い、被害を最小限にするために必要な食料品及び資材を備蓄・管理している。</p> <p>○主な業務内容は、①食料品等の賞味期限による入替、②医療品7点セット・乾電池等の使用期限による入替、③避難所運営の具体的検討等に伴う備蓄物資・数量の見直し</p>
これまでの取組	新被害想定にて増加した避難者数の備蓄食糧品等の備蓄の購入を加算するとともに、食物アレルギー対応食、女性用衛生用品、車いす、オムツ、プロパンガス・ガソリン兼用小型発電機、避難所で使用するLED化照明、マンホールトイレ等を備蓄した。
6年後の目標 (平成35年度)	避難所運営等の災害対策を効果的に実施するために、備蓄品の更新等を行っていく。

事業名	総合防災訓練・水防訓練の実施
担当課	総合防災安全課
概要	<p>○災害対策基本法の規定により、市では大地震対策として毎年総合防災訓練を実施し、さらに、風水害対策として5月の水防月間に水防訓練を実施している。</p> <p>○総合防災訓練については、行政をはじめ、防災関係機関との連携の強化と、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・互助・共助の精神を育てるべく、市民の防災意識の高揚に努めている。</p> <p>○また、水防訓練については、毎年台風シーズンを前に水防関係機関との連携の強化を目的として実施。平成20年度より、職員の発災対応能力の向上のため、図上訓練を行っている。</p>
これまでの取組	訓練内容の検討を行いながら、風水害対策として5月の水防月間に水防訓練を実施し、10月に総合防災訓練を毎年実施しており、平成29年度は、東京都と合同の総合防災訓練を9月に実施した。また、職員を対象とした訓練も随時実施している。
6年後の目標 (平成35年度)	基本的施策「強いまち」をつくるプロジェクトのとおり、継続して訓練を実施することにより地域の防災力を強化するとともに、より実践的な内容となるよう随時見直しを行っていく。



事業名	災害時要援護者台帳の整備
担当課	障害福祉課
概要	○障害状況、医療情報及び緊急連絡先等災害時に必要となる個人情報を市に登録してもらい、民生委員及び調布消防署と情報共有を行うことで、災害時に障害児・者が迅速かつ適切な支援が受けられる体制を整備する。
これまでの取組	新規申請者の推移 平成26年度 289人 平成27年度 184人 平成28年度 203人 対象を拡大した直後は大幅に増加、その後も拡大前よりも申請者数が伸びている。
6年後の目標 (平成35年度)	身体障害者手帳、愛の手帳の所持者数は例年大きな変化はないが、精神障害者保健福祉手帳は毎年増加傾向にあるため、今後も申請が増えてくるものと思われる。引き続き、事業を継続する。

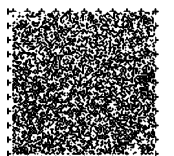
事業名	調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進
担当課	福祉総務課
概要	○「調布市地域防災計画」の避難者対策に基づき、災害発生時における避難行動要支援者の避難情報伝達や安否の確認等を、地域の様々な組織や団体と協働して取り組むため、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン」の推進を進める。
これまでの取組	平成25年6月に改正された「災害対策基本法（平成26年4月施行）」及び平成27年に修正された「調布市地域防災計画」と整合を図り、「調布市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」、「行動計画（住民編）」、「行動計画（庁内編）」の3つの計画を再編・統合し、平成29年3月に「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」を策定した。 避難行動要支援者名簿の作成を行い、平成27年度から順次、対象者に同意確認を行った。 地域組織等と協定締結を進め、地域による共助の体制づくりを推進した。 協定締結団体との連絡会を開催し、情報共有を行った。
6年後の目標 (平成35年度)	引き続き、要支援者支援に関する地域組織との更なる協定の締結を進め、地域による共助の体制づくりを充実させていく。 災害時における庁内及び福祉関係団体等との連携体制についても、関係者による検討会等を行い、自助・互助・共助・公助が相互に機能する安全・安心の体制づくりを進める。



事業名	高齢者の生活安全の確保
担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当
概要	○緊急時の高齢者の安全を確保するため、緊急通報システムの設置、家具転倒防止器具等の取付を行う。
これまでの取組	緊急通報システムについては、消防庁方式から民間方式への移行を進めてきた。26年度以降は民間方式のみで、継続的に事業を実施した。また、平成26年12月には健常者の対象要件を、80歳以上から75歳以上の方へと拡充した。家具転倒防止器具等取付事業については、事前調査と取付をシルバー人材センターに委託して実施した。
6年後の目標 (平成35年度)	必要に応じ見直しを図りながら、事業を継続していく。

事業名	障害者グループホームの防災対策への補助
担当課	障害福祉課
概要	○障害者が生活を営むグループホームの防災対策強化について補助を行うことで、安全に安心して過ごせる環境を整える。
これまでの取組	補助金制度を設け、需要に合わせて補助を行っている。
6年後の目標 (平成35年度)	市内グループホームの防災対策整備状況を確認する等行い、必要に応じて見直しを図りながら、引き続き事業を継続していく。

事業名	災害時初動行動マニュアルの作成
担当課	障害福祉課
概要	○障害者のための災害時における初動行動マニュアル（身体障害・知的障害・精神障害・視覚障害・聴覚障害・高次脳機能障害）を作成する。
これまでの取組	平成29年度中に3種類のマニュアル（身体障害・知的障害・精神障害）を作成する。視覚障害・聴覚障害・高次脳機能障害については平成30年度に作成予定。
6年後の目標 (平成35年度)	必要に応じて増刷を図る等、災害時初動行動マニュアルの普及啓発に努める。



2 交通安全・防犯対策の推進

〇〇 基本方針 〇〇

誰もが安全で安心して暮らせるよう、地域と行政、関係機関等が連携した交通安全・防犯対策を推進します。



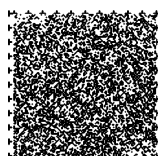
事業名	交通安全意識の啓発
担当課	交通対策課
概要	〇交通安全に対する意識の向上を図るため、警察・関係団体と連携して各種交通安全啓発を実施する。
これまでの取組	交通安全・交通事故情報の提供や、「子ども交通教室」、「交通安全市民のつどい」、「高齢者交通安全指導員講習会」、「スタントマンを活用した自転車交通安全教室」等を実施し、子ども・高齢者や自転車・二輪車利用者等に交通ルールの遵守・交通安全に対する意識の向上を図るなど、警察・関係団体と連携して各種交通安全啓発を実施している。また、従来の交通安全教育の他、平成28年度より、自転車利用者に対し、「調布市自転車安全利用講習会」や、関連企業と連携し、新しい安全教育を行うなど、安全意識の向上を推進した。
6年後の目標 (平成35年度)	引き続き、関係機関と連携し、安全教育を進めるなど、交通安全意識の向上を図る。



スタントマンによる自転車交通安全教室



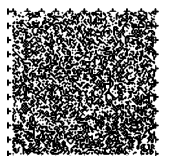
交通安全キャンペーン



事業名	交通安全施設の整備と関係機関への要望
担当課	道路管理課
概要	○交通安全施設（街路灯，道路反射鏡，防護柵，区画線，自発行式交叉点鉾）の設置及び維持管理を行うことで，歩行者や自転車，バイク，自動車等の交通手段を利用する市民が安全かつ快適に通行できる交通環境の整備の促進を図る。
これまでの取組	道路反射鏡新設，道路反射鏡補修，防護柵修理，道路区画線標示，自発光式交差点鉾補修，道路照明修理，道路照明設置 交通安全施設新設・修理箇所数：33,019 箇所（平成 23 年度から平成 28 年度の 6 年間の取組実績）
6年後の目標 (平成35年度)	交通安全のより一層の改善を図り，市民の安全，快適な交通環境を目指す。

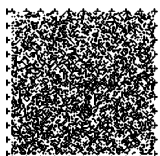
事業名	放置自転車の撤去
担当課	交通対策課
概要	○駅周辺や道路上の放置自転車等については歩行者や緊急車両等の通行の妨げになっている。この問題の解決を図るため，自転車等放置禁止区域内や公道上に放置されている放置自転車等の撤去を継続的に行い，誰もが安全・安心に通行できる快適な環境確保に努める。
これまでの取組	継続的な放置自転車撤去活動により，平成 23 年度に 13,398 台あった放置自転車の撤去台数が平成 28 年度には 8,197 台に減少している。
6年後の目標 (平成35年度)	引き続き，駐車施設の整備にあわせ，放置自転車等撤去の強化に取り組む。

事業名	防犯意識の啓発
担当課	総合防災安全課
概要	○市内における犯罪の抑止と市民が犯罪被害に巻き込まれないようにすることを目的に，専門家による生活安全講演会，警察署の協力による防犯・薬物乱用防止教室，教育関係機関職員に対する不審者侵入対策訓練等を開催する。
これまでの取組	調布警察署，調布地区防犯協会等の関係機関と連携した各種イベント，セーフティ教室や不審者侵入対応訓練を実施した。 過去の事件から予想される事案に基づき，犯罪に巻き込まれない心構え等を踏まえた啓発や訓練を行い，防犯意識の向上を図った。
6年後の目標 (平成35年度)	基本的施策「防犯対策の推進」のとおり，防犯キャンペーンなどの市民とふれあう様々な機会や関係機関と連携した各種イベント等を通じ，犯罪の予防と防犯意識の向上を図っていく。



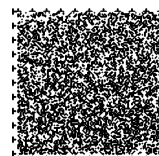
事業名	安全・安心マップの作成支援
担当課	総合防災安全課
概要	○子ども自身が防犯上気をつけたい場所を確認し、地図にまとめ上げる作業を支援する。 ○作成の過程でどのような場所が犯罪に巻き込まれやすいかを理解させることにより、被害防止能力を身につけさせる。
これまでの取組	児童館・学童クラブを対象に5箇所の地域、13箇所でマップ作成の支援を実施した。 作成したマップは、保護者や地域関係者等に配布し、児童自身の犯罪予防能力と地域の防犯意識の向上を図った。
6年後の目標 (平成35年度)	マップ作成未実施の施設を中心に今後も作成支援を実施し、児童自身の犯罪予防能力の育成と地域の防犯意識向上に努めていく。

事業名	地域での防犯パトロールの支援
担当課	総合防災安全課
概要	○自治会や学校等に対して防犯パトロール支援用品の貸与、市民に対し防犯意識啓発グッズを配布し、地域での防犯パトロールを支援し、防犯活動の推進を図る。
これまでの取組	自治会や学校等の要請に応じ、ベストや腕章等のパトロール支援用品の貸与を行った。また、地域団体と合同パトロールを実施した。 ハード面に加え、ソフト面における支援体制の充実を図った。
6年後の目標 (平成35年度)	基本的施策「防犯対策の推進」のとおり、パトロールグッズの貸与や合同パトロール等、ハード・ソフトの両面から支援体制の充実を図り、防犯活動の推進を図っていく。



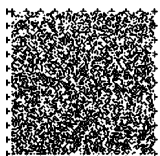
事業名	安全・安心パトロールの実施
担当課	総合防災安全課
概要	<p>○調布夜間安全・安心パトロールは、青色回転灯装着車両によるパトロールを警備会社に委託し、市内を南北2ブロックに分け、1年を通じて、午後10時から翌午前6時まで、主にひったくりなどの犯罪を抑止する目的でパトロールを実施している。</p> <p>○調布子ども安全・安心パトロールは、主に子どもが被害者となる犯罪を防ぐため、市内を4ブロックに分け、学校閉校日を除いた午後1時から午後10時まで、各小中学校及び児童館周辺を、車両4台（各車両2人の警備員乗車）での巡回を基本としてパトロールを実施している。</p>
これまでの取組	<p>地域による自主的な防犯パトロールと連携し、重点地域を定めながら、調布市子ども安全・安心パトロールを200日、調布市夜間安全・安心パトロールを365日実施し、犯罪抑止に努めた。</p> <p>パトロールを通じた犯罪抑止による安全確保に努めた。なお、刑法犯認知件数は7年連続で減少している。</p>
6年後の目標 (平成35年度)	<p>基本的施策「防犯対策の推進」のとおり、調布市子ども安全・安心パトロール及び調布市夜間安全・安心パトロールの継続と、地域の見守りボランティアとの連携による犯罪抑止に努めていく。</p>

事業名	学校・通学路の安全確保の推進①
担当課	教育総務課
概要	<p>○不審者等の侵入を未然に防ぐため、監視カメラを設置し、管理諸室に設置した監視モニターで来校者の確認を行う。</p> <p>○あわせて児童・生徒の安全確保を図るため、学校管理員による校門等出入口の巡視、校舎・体育館・校庭等の巡回業務を行う。</p>
これまでの取組	<p>監視カメラからの映像を管理諸室の監視モニターで確認することで来校者のチェックを行い、不審者等の侵入防止に努めた。</p> <p>学校管理員による校門等出入口の巡視、校舎・体育館等の巡回業務を委託し、児童・生徒の安全確保を図った。</p> <p>小学校学校管理員の配置について、児童が登校する時間帯の実情に合わせて午前7時30分から午後6時30分までに時間を変更した。</p>
6年後の目標 (平成35年度)	<p>引き続き児童・生徒が安全で安心して学習できる環境を確保するため、監視カメラによる安全確認と学校管理員の配置を行い、児童・生徒の安全確保に努める。</p>



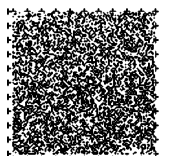
事業名	学校・通学路の安全確保の推進②
担当課	学務課
概要	○児童・生徒の通学時において、次の個別事業を推進し、総合的に効果的な通学時の安全確保を図る。①通学路標示板の更新設置（昭和 61 年度から整備を開始。全学区域内の定期的な更新等を実施。）、②通学路マップの作成（年度ごとに各小学校別通学路図を作成し、小学校新入学予定保護者等へ配付）、③通学路要望の受付・対応（学校PTA等からの要望を受理し、総合防災安全課、道路管理課、警察署等関係部署に、要望事項を整理し対応を依頼）、④交通安全運動の実施（春・秋交通安全運動を各校で実施。交通安全横断幕の作製）、⑤児童通学見守り業務委託、⑥交通安全対策連絡会議への出席。
これまでの取組	<p>通学路標示板更新設置や通学路マップの作成配付等の基本的な事業については、継続的に実施し、通学路の安全確保を図ってきた。</p> <p>さらに、学務課では、学校と地域等が連携して行う登下校時の見守り活動を補完するとともに、犯罪等を抑止し、子どもたちが安全・安心に通学することを目的として、東京都の補助事業「通学路防犯設備整備事業」を活用し、平成 27 年度から市立小学校において、通学路を撮影する防犯カメラの整備を進めている。</p> <p>市立小学校全 20 校の学校敷地内と通学路（公道）上の電柱に通学路を撮影するカメラを各 20 台設置し、計 40 台のカメラが既に稼働している。併せて、啓発用の巻き看板を市内電柱に 60 枚設置した。平成 29 年度においても、引き続き、防犯カメラの設置に向けた取組を進めている。</p> <p>また、平成 24 年度以降、学校・教育委員会・警察・道路管理者等の関係機関と合同で市立小学校における通学路上の安全点検を実施し、可能な安全対策を行っている。</p>
6年後の目標 (平成35年度)	通学路の更なる安全確保に向けて、関係機関と連携しながら、継続的な取組を実施する。

事業名	障害者施設の防犯対策への補助
担当課	障害福祉課
概要	○障害者が生活を営む施設の防犯対策強化について補助を行うことで安全に安心して過ごせる環境を整える。
これまでの取組	補助金制度を設け、需要に合わせて補助を行っている。
6年後の目標 (平成35年度)	障害者施設の防犯対策の整備状況や国・都の動向も注視し、必要に応じて見直しを図りながら、引き続き事業を継続する。



事業名	防災・安全情報メールの配信
担当課	総合防災安全課
概要	○携帯電話、パソコンなどで登録された市民のメールアドレス宛に、市内の気象や地震等の防災情報、テロ等の国民保護情報及び不審者、事件、事故などの生活安全に関する情報や災害についての情報を配信し、防災、防犯意識の高揚を図る。
これまでの取組	平成25年4月より防災情報メールと統合し、防災・安全情報メールにて、気象や地震等の防災情報、不審者等の生活安全情報の配信を行った。 防災・防犯等に関する情報の配信回数を昨年に比べ増やし、防災・防犯に関する意識の高揚を図った。
6年後の目標 (平成35年度)	出前講座等にて防災・安全情報メールを周知するとともに、気象警報や地震等の防災情報、不審者等の生活安全情報を迅速に発信し、誰もが安心して生活できるまちづくりの推進を図っていく。

事業名	消防力の向上
担当課	総合防災安全課
概要	○消防事務を東京消防庁に委託し、安定した消防活動を維持するとともに、これを補完する消防団の円滑な運営と関係団体間の連携等により、消防力の向上を図る。
これまでの取組	毎年、常備消防事務委託費の支払いをしている。また、2か月に1回、調布消防署と消防団（15分団長と本部4名）と市で連携・調整を図るため会議を行った。 消防活動の維持を図るため、継続して相互の連携・調整を行い消防力の向上を図っていく必要がある。
6年後の目標 (平成35年度)	基本的施策「強いまち」をつくるプロジェクトのとおり、消防活動の維持を図るため、緊密な連携・調整を行い常備消防力の向上を推進する。



3 安心の暮らしの支援

〇〇 基本方針 〇〇

誰もが健康的で快適に暮らせるよう、各種ネットワークの充実やいざという時のサポート体制の充実などの暮らしの支援を進めます。

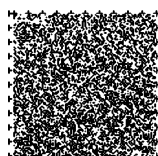


事業名	救急医療情報キットの提供
担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当
概要	〇高齢者のひとりぐらしの増加などにより「もしもの時」に、身元や持病などを記載した「救急医療情報キット」を備えることで、救急隊員が駆け付けた際の情報伝達手段となり、素早い対応に役立てていく。
これまでの取組	高齢者世帯状況調査の際に配布するなどして普及を図った。 平成29年3月末までに約10,100件の配布を行った。
6年後の目標 (平成35年度)	引き続き、高齢者の自宅にキットが設置され、いざという時に役立つよう、より一層の普及啓発を図る。

事業名	障害者救急医療情報キットの給付
担当課	障害福祉課
概要	〇在宅障害者に対して「もしもの時」に、身元や持病などを記載した「救急医療情報キット」を備えることで、救急隊員が駆け付けた際の情報伝達手段となり、緊急時の素早い対応に役立てていく。
これまでの取組	年によって申請のバラつきはあるものの、問題なく運営ができています。 平成26年度 145件 平成27年度 65件 平成28年度 71件
6年後の目標 (平成35年度)	引き続き、事業を継続する。

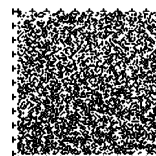
救急医療情報キットとは

緊急時に必要となる健康保険証の写し・服薬状況などの医療情報や、緊急連絡先等をあらかじめ記入した用紙を冷蔵庫に保管しておく筒型の容器です。自宅での緊急時に、救急隊員がキットの中の情報を確認し、速やかな医療活動につながるため、65歳以上の方及び65歳未満の障害者の方にお配りしています。



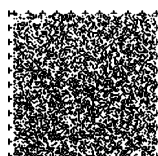
事業名	ふれあい収集の実施
担当課	ごみ対策課
概要	<p>○ごみ排出場所までごみを出すことが困難な世帯を対象に、職員等が玄関先に伺いごみを収集する。</p> <p>○一般ごみ収集は、次の①～③に該当する方のみで構成される世帯とそれに準ずると認められる世帯が対象。①介護保険法に基づく要介護認定を受けた方、②身体障害者手帳記載の程度が1級又は2級の方、③精神障害者保健福祉手帳記載の障害の程度が1級又は2級の方。</p> <p>○粗大ごみ収集は一般ごみ対象世帯のほか、次の①と②など粗大ごみの持ち出しが困難であると認められる世帯が対象。①高齢者のみの世帯、②妊婦と児童等のみの世帯</p>
これまでの取組	<p>(平成29年3月末現在)</p> <p>一般ごみ登録件数：261件</p> <p>粗大ごみ処理件数：463件</p>
6年後の目標 (平成35年度)	事業の周知に努め、継続していく。

事業名	見守りネットワークの推進
担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当
概要	<p>○高齢者や障害者等が住み慣れた地域で、安全で安心して暮らせるように地域全体で見守っていく仕組みを構築する事業である。地域住民、事業協力者などが、日常生活又は業務の中でひとりぐらし高齢者や障害者等について、「おかしいな」「ちょっと変だな」などと気付いた時に、担当地区の地域包括支援センターに連絡し、その情報により地域包括支援センターが対象者の現状把握と必要な対応を行うものである。</p>
これまでの取組	<p>予定どおり、10箇所全ての地域包括支援センターに見守りネットワーク(みまもっと)担当者を配置し、事業の周知と対応を行った。</p> <p>また、調布市独自の見守りネットワークシステムにより、【発見・通報・対応・相談・支援】に関してデータベース化し、総合的な支援やケアマネジメントができる仕組みを確立し、業務を円滑に遂行した。</p>
6年後の目標 (平成35年度)	引き続き10箇所全ての地域包括支援センターにみまもっと担当者を配置し、更なる事業の周知と対応を行う。また、見守りネットワークシステムの運用を継続して行い、システム更新時にはより効率よく支援ができるようシステムを改修していく。



事業名	あんしんネット
担当課	障害福祉課
概要	○知的障害者を地域で支えていく体制づくりを目的としている。地域への障害理解や相談機関の普及啓発、アウトリーチ支援、地域のネットワーク体制の整備、また、緊急相談窓口を設置し、知的障害者、発達障害者の緊急時に必要に応じてショートステイやヘルパー派遣などを行う。
これまでの取組	普及啓発をはじめ、障害福祉サービス未利用の知的障害者への訪問及びアウトリーチ支援や緊急時のサポート事業等を実施することで、障害者を地域で支える体制を整備してきた。 平成28年度 普及啓発に関すること19件 アウトリーチ支援27件 ネットワーク会議への出席2件 緊急サポート事業3件 その他6件
6年後の目標 (平成35年度)	対象者を拡大する等、障害者を地域で支える体制の整備を継続する。

事業名	DV被害者民間シェルターの運営支援
担当課	男女共同参画推進課
概要	○DV被害者支援として、被害者の保護を行う民間の緊急一時保護施設及び自立支援施設で構成する東京多摩地域民間シェルター連絡会に対し、連絡会からの申請に基づき民間シェルターの運営を支援するための経費の一部を補助する。
これまでの取組	連絡会からの交付申請に基づき、民間シェルターの運営を支援するための補助金を滞りなく交付した。
6年後の目標 (平成35年度)	DV被害者支援として、民間シェルターの運営を支援するための経費の一部を補助するため、連絡会からの交付申請に基づき補助金を交付する。

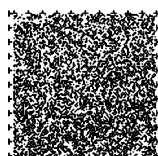


事業名	児童虐待防止センター事業の推進
担当課	子ども政策課
概要	<p>○「子ども家庭支援センターすこやか」において事業を実施している。市民からの緊急的な児童虐待等の相談・通告などに対応する窓口として、フリーダイヤルの「すこやか虐待防止ホットライン」を設置するとともに、必要に応じて児童相談所などの関係機関との連携や適切なサービス調整を行い、虐待の防止・早期発見・支援に努める。</p> <p>○「すこやか虐待防止ホットライン」の周知のためカードを配布している。</p> <p>○保護を要する児童等への支援を図るため、調布市要保護児童対策地域協議会を平成19年2月9日に設置。あわせて、保護を要する児童の見守りに関する対応を、本協議会のケース会議の協議事項に位置付け、適切な対応を図る。</p> <p>○専用フリーダイヤルや、Eメール、来館による相談受付を行う。</p>
これまでの取組	<p>いじめや虐待についての相談に対応（すこやか虐待防止ホットライン） 関係機関との迅速かつ的確な連携、サービス調整 児童虐待防止センター事業の広報PR（チラシ、キャンペーン実施による啓発等） 要保護児童対策地域協議会の会議の開催、主催研修の実施 要保護児童等の支援、見守りにおいて、保育園、幼稚園等から児童の出欠席状況等についての定期的な情報の受理 虐待ケース対応研修の実施 児童虐待防止センターの体制強化</p>
6年後の目標 (平成35年度)	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向け、継続して事業を実施する。



事業名	障害者虐待防止センターの運営
担当課	障害福祉課
概要	○障害者虐待の未然防止や早期発見，虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護，養護者に対する適切な支援及び関係機関との連携協力体制を整備する。
これまでの取組	障害者虐待についての相談や対応，障害者虐待防止の体制整備と市内障害者福祉施設等の従事者に対する研修等の実施，障害者虐待の防止に関する広報や普及啓発を行っている。
6年後の目標 (平成35年度)	障害者虐待防止のために継続して事業を実施する。

事業名	利用者サポート事業の実施
担当課	福祉総務課
概要	○福祉サービスの利用者等が，地域において福祉サービスを安心して選択し，利用できるように総合的に対応するもので，事業の内容は，①福祉サービスの利用に際しての苦情対応，②判断能力の不十分な人々の権利擁護相談，③成年後見制度の利用相談，④その他福祉サービス利用等に関する専門的な相談を行っている。
これまでの取組	高齢者・障害者福祉相談員を配置することにより，成年後見制度の利用相談を始め，権利擁護に関する相談や福祉サービス利用等に関する専門的な相談を行った。また，多摩南部成年後見センターとの連携を図るとともに関係機関の情報収集を行い，相談内容によって，適切な対応機関へと結びつけた。
6年後の目標 (平成35年度)	引き続き，福祉サービスの利用者等が，地域において安心してサービスを利用できるよう，相談等に対応するほか，成年後見制度の概要説明や，申立支援等を行い，各機関との連携を図りながら成年後見制度の利用促進を継続していく。 また，平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され，市町村において「成年後見制度利用促進計画」を定めるとともに，成年後見等実施機関の設立及び審議会その他の会議制の機関を置くように努めるものとされている。調布市では，国や都の動向を踏まえながら，地域連携ネットワークの中核機関などの整備を含めた市町村計画の策定や，審議会等の設置などについて，適宜，検討していく。



第5章 計画の推進

1 推進体制

福祉のまちづくりを総合的かつ効果的に推進していくためには、行政のみならず、市民や事業者とも相互に連携を図りながら一体となって進めていくことが必要です。

(1) 市民の役割

本条例第4条では、「市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する」と定めています。

市民は、ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりの取組について理解を深めるとともに、積極的に参画することで、その推進に寄与することが求められます。

(2) 事業者の役割

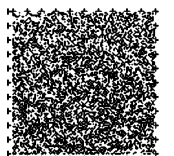
本条例第5条では、「事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する」と定めています。

事業者は、施設を新築や改修する場合、ユニバーサルデザインに基づく整備を進めるとともに、やさしさや思いやりを持って、目配りや気配りなどに配慮したサービスの提供に努めることが求められます。

(3) 行政の役割

本条例第3条では、「市は、市民及び事業者の参加と協力の下に、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定めています。

市は、ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりを推進するため、職員一人ひとりがユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを更に認識し、施策を実行することが求められます。



2 周知・普及啓発

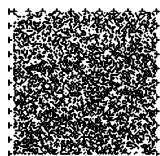
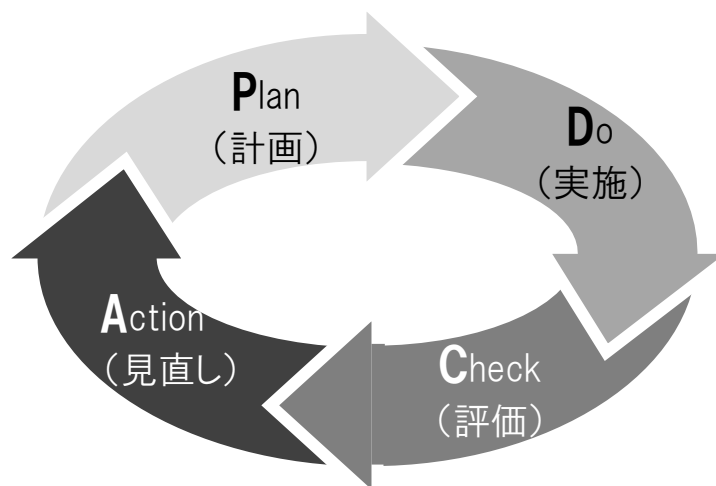
福祉のまちづくりを進めるうえでは、市民や事業者、行政などの計画に関係する全ての人々が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、「市報ちょうふ」や市のホームページなどを通じて、本計画を広く市民に周知し、普及啓発に努めます。

3 進行管理

本計画の推進のため、PDCAサイクル（P（計画）、D（実施）、C（評価）、A（見直し））の考え方に基づき進行管理を実施し、計画全体の継続的な改善を図ります。

進行管理については、調布市福祉のまちづくり連絡会において行うとともに、必要に応じて調布市地域福祉推進会議において報告を行います。



資料編

調布市福祉のまちづくり条例

平成9年3月21日
条例第5号

改正 平成21年9月18日条例第23号

目次

前文
第1章 総則（第1条—第6条）
第2章 基本的施策（第7条—第11条）
第3章 情報の共有化のための取組（第12条）
第4章 都市施設の整備（第13条—第17条）
第5章 特定都市施設の整備（第18条—第26条）
第6章 住宅の整備
第1節 通則（第27条・第28条）
第2節 集合住宅（第29条—第31条）
第7章 雑則（第32条—第34条）
附則

私たちの願いは、高齢者や若者も、障害がある人もない人も、また、大人や子どもも生涯をとおして人としての尊厳を認め合いながら、いきいきとした生活を営むことができるような豊かで温かいまち調布を実現することである。

そして、だれもが住み慣れたまちで安心かつ快適な生活が営め、また、だれもが進んで社会参加のできる、そのような社会の実現に向け、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを推し進めることは、私たちの責務である。

このためには、保健、医療、住環境、防災、教育などあらゆる分野で福祉の視点に立った配慮が必要であり、市、市民及び事業者の自主的な参加による協働の営みが必要である。

私たちは、豊かで温かいまち調布の実現を目指すことをここに宣言し、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なるすべての人が安全かつ円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

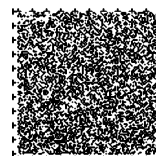
（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりについての基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施設の整備及びサービスの向上を図るための施策に係る基本的事項を定め、協働してその施策を総合的かつ計画的に推進することにより、福祉のまちづくりを推進し、もって豊かで温かいまち調布の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できるよう生活環境その他の環境を作りあげてをいう。
- (2) 福祉のまちづくり ユニバーサルデザインの理念に基づき、すべての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを推進するための取組をいう。
- (3) 都市施設 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、車両等（鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で規則で定めるものをいう。以下同じ。）の停車場を構成する施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。
- (4) 集合住宅 共同住宅、長屋、寮又は宿舎（個人の占有部分を除く。）をいう。



(市の責務)

第3条 市は、市民及び事業者の参加と協力の下に、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、福祉のまちづくりに関する施策に、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、市民及び事業者の福祉のまちづくりに関する活動に対し、これらの者の福祉のまちづくりを推進するうえで果たす役割の重要性にかんがみ、必要に応じて支援及び協力を行うよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、施設、物品又はサービスのすべての人の円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業の実施に当たり、施設、物品又はサービスのすべての人の円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。

(福祉のまちづくりの総合的推進)

第6条 市は、福祉のまちづくりが総合的かつ効果的に推進されることの重要性にかんがみ、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(計画の策定)

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 福祉のまちづくりに関する目標

(2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を推進計画に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

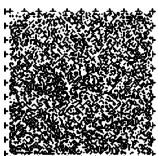
4 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第8条 市は、福祉のまちづくりに関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、福祉のまちづくりについて、市民及び事業者が理解を深めるとともに、これらの者の自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第9条 市は、前条に規定する福祉のまちづくりに関する市民及び事業者の理解の深化及び自発的な活動の促進に資するため、福祉のまちづくりの状況その他の福祉のまちづくりに関する必要な情報を適切に提供するものとする。



(支援)

第10条 市は、市民又は事業者が福祉のまちづくりに関する活動を自発的に行うこととなるよう誘導するため、特に必要と認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の評価点検及び市民等の意見の反映)

第11条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を適正に実施するため、当該施策について定期的に評価点検を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長は、市民及び事業者の意見を福祉のまちづくりに関する施策に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

第3章 情報の共有化のための取組

第12条 事業者は、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスをすべての人が円滑に利用するために必要かつ有益な情報を適時に、かつ、適切に入手できるようにするため、当該情報を自ら把握し、適切に提供するほか、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 都市施設の整備

(都市施設整備基準の策定)

第13条 市長は、都市施設の整備について、事業者の判断の基準となるべき事項(以下「都市施設整備基準」という。)を策定しなければならない。

2 都市施設整備基準は、次の各号に掲げる事項について、都市施設の種類及び規模に応じて定めるものとする。

(1) 出入口の構造に関する事項

(2) 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項

(3) 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項

(4) 案内標示及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する事項

(5) 歩道及び公園の園路の構造に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、都市施設を円滑に利用することができるようにするために必要な基幹的事項

3 市長は、都市施設整備基準を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(都市施設整備基準への適合努力義務)

第14条 都市施設を所有し、又は管理する者(以下「施設所有者等」という。)は、当該都市施設を都市施設整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 施設所有者等は、すべての人が円滑に都市施設から他の都市施設へ移動することができるようにするため、他の施設所有者等との連携を図り、自ら所有し、又は管理する都市施設とその周辺の都市施設とを一体的に整備するよう努めなければならない。

(整備基準適合証の交付)

第15条 施設所有者等は、都市施設を都市施設整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、市長に対し、都市施設整備基準に適合していることを証する証票(以下「整備基準適合証」という。)の交付を請求することができる。

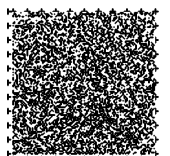
2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、当該都市施設が都市施設整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求をした施設所有者等に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

(都市施設の安全な利用の確保)

第16条 都市施設を管理する者は、当該都市施設の安全かつ円滑な利用について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民及び事業者は、都市施設において、物品の放置その他の行為(以下「物品の放置等」という。)によりすべての人の安全な移動又は利用を妨げることのないよう努めなければならない。

3 都市施設を管理する者は、物品の放置等その他すべての人の安全な移動又は利用の妨げとなる事由を発見したときは、速やかに当該妨げとなる事由を排除するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



(移動手段の確保)

第 17 条 市長は、すべての人の安全かつ円滑な移動を確保するため、適切な移動手段の確保及び整備に努めるものとする。

2 市長は、公共交通機関について、すべての人の安全かつ円滑な移動を確保するため、必要と認めるときは、その車両等の構造上の配慮及び運行上の配慮について必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第 5 章 特定都市施設の整備

(特定都市施設遵守基準の遵守)

第 18 条 都市施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「特定都市施設」という。）の新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「特定整備主」という。）は、都市施設整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるもの（以下「特定都市施設遵守基準」という。）を遵守するための措置を講じなければならない。

2 特定都市施設を所有し、又は管理する者（第 22 条第 1 項に規定する既存特定都市施設所有者等を除く。）は、特定都市施設遵守基準を遵守しなければならない。

(届出)

第 19 条 特定整備主は、第 13 条第 2 項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に市長に届け出なければならない。ただし、法令等により、都市施設整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をするとき、当該変更をする事項について、規則で定めるところにより、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事に着手する前に市長に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第 20 条 市長は、特定整備主に対し、その特定都市施設（工事中のものを含む。以下同じ。）について第 14 条及び第 18 条第 1 項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要と認めるときは、都市施設整備基準を勘案して特定都市施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了届)

第 21 条 特定都市施設の新設又は改修に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(既存特定都市施設の状況の把握等)

第 22 条 この章の規定の施行の際現に存する特定都市施設（以下「既存特定都市施設」という。）を所有し、又は管理している者（以下「既存特定都市施設所有者等」という。）は、当該既存特定都市施設を都市施設整備基準に適合させるための措置の状況の把握に努めなければならない。

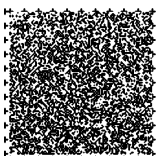
2 市長は、前条に規定するもののほか、既存特定都市施設所有者等に対し、既存特定都市施設について前項に規定する措置の適確な実施を確保するため特に必要と認めるときは、当該既存特定都市施設の都市施設整備基準への適合状況を勘案し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。

(報告の徴収)

第 23 条 市長は、特定整備主又は特定都市施設を所有し、若しくは管理する者（以下「特定整備主等」という。）に対し、規則で定めるところにより、第 20 条及び前条第 2 項の規定の施行に必要な限度において、当該特定都市施設に係る第 18 条の規定の遵守の状況及び都市施設整備基準への適合状況について、報告を求めることができる。

(勧告)

第 24 条 市長は、第 19 条の規定による届出を行わずに同条に規定する工事に着手した者に対して、当該届出を行うべきことを勧告することができる。



2 市長は、特定整備主等が正当な理由なく第18条の規定に違反していると認めるとき、又は特定整備主等の特定都市施設の新設若しくは改修に伴って講ずる第14条第1項の規定に基づく措置が正当な理由なく都市施設整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定整備主等に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(公表)

第25条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(特定都市施設に関する調査)

第26条 市長は、第20条、第22条第2項、第24条及び前条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定整備主等の同意を得て、特定都市施設に立ち入り、第18条の規定の遵守の状況及び都市施設整備基準への適合状況について調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定整備主等その他の関係人に提示しなければならない。

第6章 住宅の整備

第1節 通則

(情報の収集)

第27条 市長は、住宅の整備に関する適切な基準等を市民に提示するため、必要な情報の収集に努めるものとする。

(住宅の供給)

第28条 住宅を供給する事業者は、すべての人が円滑に利用できるようにするために配慮された住宅の供給に努めなければならない。

第2節 集合住宅

(集合住宅整備基準の策定)

第29条 市長は、集合住宅の整備について、事業者の判断の基準となるべき事項（以下「集合住宅整備基準」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、集合住宅整備基準を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(集合住宅整備基準への適合努力義務)

第30条 集合住宅を所有し、又は管理する者は、当該集合住宅を集合住宅整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第31条 第15条の規定は、集合住宅整備基準に適合している集合住宅について準用する。

2 第5章の規定は、規則で定める規模の集合住宅の新設又は改修について準用する。

第7章 雑則

(市の施設の先導的整備等)

第32条 市は、自ら設置する都市施設又は集合住宅について、都市施設整備基準又は集合住宅整備基準に適合するよう率先して整備に努めるものとする。

2 市長は、国及び他の地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）に対し、これらが設置する都市施設又は集合住宅について、都市施設整備基準又は集合住宅整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

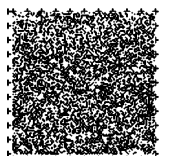
(国等に関する特例)

第33条 国等及び市については、第19条から第26条までの規定は適用しない。

2 市長は、国等に対し、都市施設又は集合住宅について、都市施設整備基準又は集合住宅整備基準への適合状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

(委任)

第34条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。



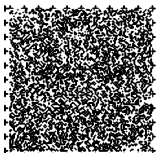
附 則

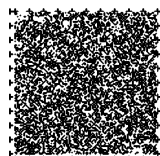
この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第12条から第14条まで、第4章及び第27条から第31条までの規定は、規則で定める日から施行する。

(平成10年3月規則第9号で、同10年4月1日から施行)

附 則 (平成21年9月18日条例第23号)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市福祉のまちづくり条例（以下「改正後の条例」という。）第18条の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第19条の規定による届出をした者について適用する。





刊行物番号

2017-245

調布市福祉のまちづくり推進計画

発行年月 平成30年3月
発行 調布市
編集 調布市福祉健康部福祉総務課
〒182-8511
東京都調布市小島町2-35-1
電話 042(481)7101
ファクス 042(481)7058
URL <http://www.city.chofu.tokyo.jp/>

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

